

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第4回臨時会・会議録

日 時 平成19年6月22日（金）
場 所 柏崎刈羽原子力防災センター 2F
出席委員 相沢、浅賀、新野、伊藤、伊比、上村、川口、久我、武本、種岡、
中沢、前田、牧、宮島、吉野、渡辺委員 以上16名
欠席委員 加藤、金子、佐藤、三宮、高橋（武）、高橋（優）千原、中川委員
以上8名
その他出席者 柏崎刈羽原子力保安検査官事務所 金城所長 今井保安検査官
水野特別原子力施設監督官
柏崎刈羽地域担当官事務所 沼田所長
新潟県 原子力安全対策課 飯吉主任
柏崎市 田村危機管理監 須田防災・原子力課長
名塚係長 藤巻主任 阿部主査
刈羽村 中山企画広報課長 飯田副参事
東京電力（株）伊藤技術担当 長野地域共生室長
尾野技術・広報担当 池田原子炉保安担当
守GM（地域共生第一G）阿部副長
本店 福島技術・広報担当
柏崎原子力広報センター 押見事務局長（事務局・司会）
木村主査 柴野（弘） 柴野（征）
ライター 吉川

◎事務局

第4回臨時会を始めさせていただきたいと思います。

今日のご出席の名簿といいますか、次第の一番下の方に書いてございますが、中川委員さんが、ご都合により急遽欠席ということでございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

それでは、いつものように資料の確認からさせていただきます。

第4回臨時会の次第。それから、その下に、これは委員さんとオブザーバーさんのみでございますが、事務局からの原子力関連基礎講座及び発電所6号機視察実施についてというもの。それから、東京電力さんからの資料で、平成19年度地域の会当発電所ご視察スケジュール（案）というものでございます。それから、左側の資料でございますが、保安院さんの「お知らせ」という両面コピーの3枚物。それから、柏崎刈羽原子力発電所平成19年度第1回保安検査（特別な保安検査）結果総括という、同じく両面コピーの3枚物。それから、パワーポイント資料で、両面コピー7枚物ですが、そちらの資料。それからA4の縦型1枚物、資料3と右肩にあります。これは、発電設備の総点検を踏まえた検査制度の見直しに向けた具体的な取り組みというペーパー。それから、A4横サイズの今回のデータ改ざん事件というものでございます。それから、各委員さんには、いつものように意見をお寄せくださいという紙が行っておるかと思っております。

以上でございますが、落ちがありましたら挙手をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは定例会の方を、会長さんの方に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎新野議長

では、座ったままで失礼いたします。

やっと梅雨らしい季節になりました。今日は第4回臨時会ですので、前回からの動きを日程の中に入れていません。即、今日の目的である保安検査のことについて、大きな項目2つに分けてご説明をいただき、その中で私たち素人の立場の質疑ということとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、早速お願いします。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

ごめんください。柏崎刈羽の原子力保安検査官事務所の所長をやっています金城と申します。

まず今日、具体的ないろいろな検査の結果について報告をする前に、紹介しておかなければいけないことがありますので、まず、その紹介から先にさせていただければと思います。

後ほど説明いたしますが、今回から1年間程度、保安検査を特別な保安検査としてやることになっております。その特別な保安検査というのは、通常3週間のところ、期間を延長して4週間程度でやるとともに、特別原子力施設監督官の立ち会い等のもとに行う

ことになっておりまして、実はちょうど今日、この第1回目の保安検査が終わりまして、その監督官が、こちらに来ております。まずはその監督官、水野の方から一言、皆さんの方にお伝えした上で始めさせていただきたいというふうに考えております。

◎水野特別原子力施設監督官（原子力安全・保安院）

皆さん、こんばんは。私は、今ご紹介のありました特別原子力施設監督官、柏崎を担当します水野でございます。よろしくお願いいたします。

これから1年間、特別な保安検査ということで、今回を含めまして4回ほど実施されますが、その保安検査に参加することによりまして、今回の再発防止対策の実施状況、これらが適切に実施されているかどうかを確認するという、また、事業者が行っています定例試験、これらについて立ち会いまして、適切に行われているか確認していくということで、将来的に向けての再発防止対策が東京電力の柏崎刈羽原子力発電所での的確に行われることというのを確認してまいります。

また今回、1号機、既に定検に入っておりますが、定期検査におきまして、その中で保安院におけます区分1ということで、問題となりました中間ループのポンプの問題、これに関連する系統の事業者検査に関しまして、停止中の保安装置が確実に要領書どおりに確保されているか、なども含めまして、的確に行われているかということを検査するという、特別な検査というものが実施されます。

具体的には、柏崎の場合ですと予定では大体8月から9月にかけて主に行われる予定になっておりますが、そういう検査にも立ち会いまして、事業者が的確に行っていることを確認してまいります。

こういう形で1年間、柏崎刈羽原子力発電所にいろいろ出向きまして規制を実施してまいりたいと思いますので、皆さんもご理解いただきますように、よろしくお願いいたします。

今後とも、よろしくお願いいたします。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

水野の方、今日までの予定で来ておりまして、9時の電車に乗って東京の方に帰る予定になっておりますので、8時半ぐらいに途中退席させていただきますが、その点をご容赦いただければというふうに考えております。

それで、もう一点お伝えすることがございまして、この地域の会、私が参加させていただいて2年近くになっておりますが、こちらでの任期は来週の木曜日、28日までとなっております。その後は、また原子力安全・保安院の中で仕事は行いますが、核燃料サイクル規制課というところで、今度は六ヶ所の核燃料サイクル施設などの規制業務を中心に行うということになっております。その後、29日金曜日からは、今、この場にもおります今井検査官、まだ柏崎付の検査官ではありますが、29日からは私の後任ということで、事務所の方をしっかりと運営していただき、発電所の安全性等についてもしっかりと検査を行ってもらうことになっております。

そういうことでありますので、今回の特別検査の報告ですが、この検査自体は今日の午前中、東京電力と最終会議を持ちまして終了いたしました。その際に用いた資料等を今日説明するわけですが、その東京電力との最終会議の後も、プレス懇談会等でプレスにも同じ内容を説明いたしました。2回、私の方から説明いたしておりますので、もう

既にその内容等もしっかりと引き継いでおりますので、今回は、お許しいただければ、この特別な保安検査の報告は今井の方からさせようと思いたしますが、よろしいでしょうか。

では、お許しいただいたと思いたしますので、この特別な保安検査の方、冒頭、ちょっと自己紹介とともに始めさせていただきたいと思いたします。

◎今井保安検査官（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

金城の後任で参りました今井と申します。よろしくお願いたします。

どんな話をしようかということで、自己紹介を考えてはきたんですけど、それぞれ大きな会合とか打ち合わせがあった場合に、私の方から原子力安全・保安院の検査官の心得ということで毎回紹介させていただいておりますので、この場でも紹介させていただきたいと思いたします。

検査官は、それぞれポケット版検査官必携ということで、原子力安全保安院の行動規範というのを定めております。この中に、「強い使命感」、「科学的・合理的な判断」、「業務執行の透明性」、それから「中立性・公正性」というふうになつております。私も、この行動規範に従って、原子力安全保安院の代表の一人として、柏崎刈羽において業務を忠実に全うしていきたくと思いたしますので、どうか皆さん、よろしくお願いたします。

それから、来週から広報官担当ということで、広報を担当することになります。こちらに来てもう既に2週間が経つんですけども、あちこちでお話をお伺いすると、どうもコミュニケーションが足りないという話を何度か耳にしてきました。私は、どちらかというとしゃべるよりも聞く方が得意でして、ぜひ皆さんの地域の声を聞かせていただいて、今後の行政に役立てていきたくと思いたしますので、どうか率直なご意見をばんばん聞かせていただければと思っております。

では早速、中身に入らせていただきたたいと思いたします。

恐縮ですが、座ってご説明いたします。

お手元に資料を2つ配付させていただいております。1つは、こちらのお知らせというプレスの方々に5月24日に発表した資料と、もう一つは、平成19年度第1回保安検査（特別な保安検査）結果総括という、2つの資料になります。もう既に水野と金城の方から特別な保安検査の概要についてご説明をさせていただいておりますので、こちらのお知らせについては参考資料ということで、早速、中身の、今回の年4回の特別な保安検査のうち、第1回の結果はどうだったのかということをご説明させていただきたたいと思っております。

というわけで、こちらの第1回保安検査結果総括の方の資料に従って、ご説明をさせていただきます。

まず、冒頭からですけども、平成19年度第1回保安検査は、東京電力の誠意ある対応と積極的な協力を得て、おおむね計画どおり終了できました。

今回の検査は、「発電設備の総点検に係る今後の対応30項目の具体化のための行動計画」、これは原子力安全・保安院から平成19年5月7日に発行しておりますが、こちらの行動計画に従って、特別原子力施設監督官も加えまして、期間を通常より1週間延ばして、通常は3週間のものを4週間にして、特別な保安検査として実施しております。

特に今回は、過去のデータ改ざん事案の再発防止対策等について、さまざまな項目、特に7つの項目に従って検査を行いました。

資料を、1ページめくっていただいて、2ページ目に、その具体的な7つの項目について記述させていただいております。1点目は、発電設備の総点検の結果に係る再発防止対策の実施状況。点検した結果、不備が出た場合に、二度と起こらない、再発しないように、防止対策をどのように実施していますかという話を、本店・発電所を含めて検査を実施しております。2点目は、マネジメントレビューの実施状況。ちょっと片仮名で難しいんですけど、要は組織の運営管理を、きちんと計画を立てて、それを実施し、評価を行って、評価の結果、改善を行っていますかというPDCA（プラン・ドゥー・チェック・アクト）、これをきちんと回しているかどうかというのを本店検査を含めて検査を実施しております。3点目は、運転管理の実施状況。これは特に志賀の制御棒の引き抜けとか、そういった事象がございましたので、運転の実施に関してきちんと管理していますかというのをチェックしております。

それから4点目は、原子力発電所7号機定期安全レビューの実施状況。10年ごとに定期安全レビューというのを行っていますので、こちらのレビューの実施状況を検査しております。それから5点目、東芝製原子炉給水流量計問題に係る、こちらも再発防止対策の実施状況と。それから6点目、定例試験。定期的に試験を行っておりますが、機器等の試験の実施状況を立ち会いということでやっております。それから7点目、過去の違反事項に係る改善処置状況。これは、これまでに改善ということで、こちらから出しているものについて、引き続き追っかけて、改善処置が行われているかどうかというのをチェックしております。

3. の検査結果概要ですけれども、まず1点目、総点検の結果に係る再発防止対策の実施状況ということで、データ改ざんに係る総点検結果を踏まえまして、再発防止対策の妥当性及び実施状況について、本店及び発電所にて検査を実施いたしました。まず、1)ですけれども、本店におきましては、5月21日に当院に提出のあった報告書に記載の行動計画がほぼ計画通り実施されつつあることを確認しております。それから2)ですが、発電所においてはどうなっていますかと。発電所においては、本店と連携し、アクションプランの具現化を図っていること、取り決め事項の周知が所内に対し適切に行われていることが確認されました。また、懸念の制御棒の自然引き抜けの防止に当たっては、ソフト面から、それからハード面からも対策を鋭意検討中であることを確認しております。それから、1号機のRHIWポンプ、これはちょっと難しいですけど、残留熱除去冷却ループという関係のポンプについて、不具合に伴う検査の不正への対処として、点検要領の改訂等による安全意識の徹底、上位職の行動規範の明確化、それから主任技術者による牽制機能の充実を図る等の措置を講じることとされておりました。

本件ですが、なぜここで取り上げられているかといいますと、以前、当時通商産業省より、運転管理専門官というのが柏崎刈羽原子力発電所に1人ついていたんですけども、当時、計器の試験の最中に中央制御室においてきちんと試験の結果を確認されていたんですが、実際には、現場ではその機器が動いていなかった。では、きちんと運転管理専門官は見えていないんじゃないかという話がありましたので、今回、重点項目に入れまして、立ち会いのもと確認を行っております。

それから、(2) マネジメントレビューの実施状況(本店検査含む)とさせていただいておりますが、まずは発電所の方から、所長さんがきちんとレビューにおいて必要とする情報がインプットされていることを確認しております。それから、次のページに行きまして、3 ページ目、品質目標達成に向けて各グループのGM、グループマネージャー、つまりグループの管理者の方がきちんとアクションプランを定めて活動評価を行っています。それから、各グループを統括する部長の方が、各グループマネージャーの評価をもとに、新たな課題等の抽出を行って改善策を検討し、きちんと次年度の実行計画(アクションプラン)を指示しております。それから、QMS(クオリティー・マネジメント・システム)と言いますが、要はPDCAサイクル、きちんと計画を立てて実施を行い、評価をし、改善をするといったマネジメントサイクルを、きちんと所長さんがレビューに必要なインプットとして監査結果をきちんと評価し、また発電所の弱点を把握し、さらなる改善を行うことに努めていますということを確認しております。なお、発電所の品質保証活動におけるチェック及びアクトについては、現状では不適合管理委員会が機能していますが、昨年度の保安検査において不適合グレードが適切に判定されていない、不適合の事象が出たときに、きちんとレベルが適切に判定されていないんじゃないか、あるいは不適合の真因追求、不適合が出たことに対して原因の結果がきちんと追求されていないのではないかといった違反、監視事項が指摘されておきまして、今後、継続して我々も注視していく予定であります。

それから2)の方、本店の方ですけれども、社長レビューへのインプット状況を確認しました。きちんと社長のところに、監査をした結果、評価をした結果がインプットされています、情報が行っていますと。ただ、この中で、①マネジメントレビュー結果の記録の維持が不十分ではないか、②マネジメントレビューへのインプットが不足しているのではないか、③マネジメントレビューの結果のフォローアップが定められた手順に基づいて行われていないのではないかと、3つの疑問点がございましたので、これは来週も引き続き、福島第1・第2の保安検査官事務所の方に引き続き保安検査を行っておりますので、こちらで事業者の方と議論を進めていくこととしております。なお、マネジメントレビューの大枠においては、まだ改善が望まれる点があることについては事業者の方と当方でも合意がなされておきまして、今後、そういった事象について効果的に確認していくために、引き続き我々は注視していく予定でございます。

次、(3)の運転管理等の実施状況については、原子炉、これは停止中ですね、停止中の臨界防止と崩壊熱除去機能の維持に主眼を置きまして、定期検査中の燃料移動作業及び炉心冷却機能維持について確認を行っております。また、あわせて抜き打ち的に時間外での巡視立ち会いを実施しております。

まず、1)定期検査中の燃料移動作業についてですけれども、こちらは、まず良好事例としまして、燃料取りかえ実施計画が所定のプロセス通り、作成・確認・承認が実施されておりました。また、燃料の移動手順、あるいは燃料の移動についても、きちんと所定のプロセスに従って、マニュアルに従って臨界防止措置が適切に講じられていたことを確認しております。一方、要望改善事項等要望事項におきまして、6号機において、定期検査中における燃料移動の際に、炉心マップの登録手続の不備、次のページに行きまして、制御棒引き抜けの際のロケーションの間違い等の不適合が報告されております。

したがって、マニュアルの理解促進、作業におけるコミュニケーションの強化等に係る改善が望まれるということで連絡をしております。

それから、2) 定期検査中の炉心冷却機能維持について。定期検査開始前に、プラント停止時原子炉冷却材温度評価ソフトを用いて、いわゆるコンピュータソフトウェアをきちんと用いて崩壊熱除去能力を評価して、適切に管理していることを確認しております。

また3) ですけれども、これは比較的わかりやすい事象なんですけど、中央制御室巡視状況（休日含む）ということですね。休日の巡視において、昼食時間帯における監視状況を確認したところ、きちんと中央制御室というところで必要な人員を確保していることを確認しております。これはちょっと意地悪な検査なんですけれども、日曜日の昼下がり、お昼時には、もしかしたら必要とされる運転員の方をきちんと用意していないんじゃないかというのを抜き打ち検査的にチェックしまして、結果としては、きちんとやっているということを確認しております。

それから、4) その他の運転管理等の実施状況ということで、こちらは要改善事項等要望事項を出しております。最初のポツですけれども、法令上要求されている記録について、マニュアルでは運転日誌に記録すると規定されているんですが、記録が不備なまま当直長による承認、主任技術者による確認の行為がなされていたと。つまり、記録がないんですけれども、そのまま承認されていたと。要求されている記録の不備を主任技術者が確認できなかったことについては、今後、業務の管理のみならず、是正処置も含めてしっかり検証を行っていく必要があるというふうに考えております。また、この記録の不備については、こちらの情報は事業者の方が自ら発見して、巡視中の保安検査官に報告があったものでございます。次のポツですけれども、一方、その報告に関して、実際、マニュアルについてどうなっているんですかということで、現在調査をしておりますけれども、冷却材及び減速材の純度の記録については、マニュアルにおいて記録不要とする除外規定がございました。それに対して情報提供を求めているところが、今のところ記録等による説明がなかったため、今後、きちんと検証を行っていきたいというふうに我々としても考えております。

それから(4)番、原子力発電所7号機の定期安全レビュー、これは10年ごとに行っているものの実施状況ですけれども、7号機の定期安全レビューの第1段階として、実施計画、定期安全レビューマニュアル、及び妥当性評価の計画について確認しております。良好事例としては、6号機の定期安全レビューを行った際に幾つかの指摘事項があったんですけれども、そういった内容について、6号機のみならず、そういった内容をきちんと他のところにも適切に反映されているということを確認しております。

それから(5)番目、東芝製原子炉給水流量計問題に係る、こちらにも再発防止対策の実施状況ということで、本店検査に入っております。こちら、再発防止対策の実施状況について、次のページ、5ページに入りますが、きちんと調達管理プロセスに関する再発防止対策というのをやっていますということを確認し、おおむね良好に再発防止対策が実施されていることを確認しております。

それから(6)番目、定例試験、定期的に行う試験の実施状況について、3つの機器について特別原子力施設監督官の立ち会いのもとチェックをしております。1号機、非

常用ディーゼル発電機。7号機、残留熱除去系ポンプ。また、それから4号機、低圧炉心スプレイポンプ。こちらは良好事例ですけれども、運転員の方によって、きちんと手順書読み上げ等により確実に試験を実施していることを確認しております。また、中央制御室及び現場での状態確認、並びに中央制御室と現場の連携が確実に実施されている状況についても、これも確認しております。それから、必要に応じて他号機の中央制御室の方にもきちんと連絡をとっているということを確認しております。さらに、7号機及び4号機の試験では、現場においてベント操作及び一部の弁の開閉状態の確認について特別原子力施設検査官が立ち会っております、こちら手順書どおりの状態であることを確認しております。

最後、(7)番目ですが、過去の違反事項に係る改善処置状況といたしまして、過去に大湊側の予備品倉庫における予備品の管理状況の不良ということで、こちらから指摘した事項がございました。確認しましたところ、良好事例としまして、前回検査で確認した改善スケジュールから、一時活動が休止した状態での遅延が認められております。こちらは残念でありますけれども、状況についてさらに詳しく聞いたところ、予備品管理に関する業務全体をさらに深掘して、柏崎刈羽サイトだけでなく、本店・福島サイトも巻き込んだ形で、より広い状態で改善活動を行っており、また、所内対策も精力的に実施し、進捗していることを、関係者からのインタビュー、それから議事録、管理マニュアル等について確認しております。

以上、ざっとご説明させていただきましたが、最後にまた1枚目に立ち返りまして、まず今回の特別な保安検査ですけれども、5月28日から6月22日まで、柏崎刈羽原子力発電所におきまして、事業者の方が保安活動についてきちんと行っているかという事項について、我々がインタビューもしくは資料確認という形で検査を行った結果、一部改善を要する事項等が見受けられました。ただ、事業者におきましては、今後もより一層保安規定の品質保証計画で示されている継続的改善活動に前向きに取り組まれることを期待したいということで、本結果の総括の結びとさせていただきます。

この総括ですけれども、基本的には中間報告という形で書かせていただいております。今後、当事務所で発電所別報告書(案)を作成し、原子力安全委員会にきちんと報告することになっております。また、原子力安全委員会に報告した後に、こちらの場で安全委員会に報告しましたということをご報告したいというふうに思っております。

以上、今回の保安検査の結果総括でございます。ご静聴、ありがとうございました。

◎新野議長

ありがとうございました。

新委員さんが半分ぐらいいらっしゃるので、かなり難しい内容だったんだろうと思うんですが、今、ここで質疑をいただかないで、この後、今までの検査制度とか、いろいろな不祥事があつた後に変えてきているものと、今回はまた特別ということなので、ちょっと検査というのがいろいろ複雑になっていますので、そのお話を伺いながら、総合的に質問の時間をとりたいと思うんですが、それでよろしいですか。

では、お願いいたします。

◎金城所長(柏崎刈羽原子力保安検査官事務所)

では、そもそもこの臨時会はなぜ開かれることになったのかと申しますと、この検査

制度に関する説明を私がまだやっていないという、そういう指摘を委員の方から厳しく受けまして、それで皆さんの貴重なお時間をいただいて臨時会を開いていただくことになりました。

それで、この用いる資料につきましては、これまで地域の会等で説明しようと思って配付させていただいた資料でございますので、若干古い情報等があるかもしれませんが、それは後ほどしっかりとアップデートしたものを説明したいと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、今までいろいろとご質問を受けていまして、例えばデータ改ざんの話でも出てきました、定期検査というものは一体昔と今とではどう違うんだとか、そもそも今、保安院で検討している来年度以降の検査制度はどういうものなのか等、いろいろな検査制度について質問を受けていました。当然、私、この地域の会には、ここにありますように原子力安全地域広報官という立場で、広報する目的で出てきていますけれど、そもそも私の役職は検査官事務所の所長でありますし、統括保安検査官でありますので、ある意味、これからの説明内容は、私のこれまで2年間近くやってきた仕事の内容の枠組みの説明になりますので、いろいろとご質問等ありましたら、積極的にいただければというふうに考えております。

では、30分ぐらいのお時間をいただきまして、説明をさせていただきます。

まず検査制度の概観ですが、案内にもありましたように、これまでの検査制度はどうなっているのかというようなご質問もありまして、こういった資料を用意したんですが、過去・現在、これまでの検査制度ということで案内紙にもありますが、これまでの検査制度とこれからの検査制度ということで、ちょっと2つに分けて説明をさせていただければと考えております。

まず、検査制度の全体像を示す図として、スライド番号で言うと、お手元の資料の3ページ目のところになりますが、我が国の原子力発電所の運転状況と検査の関係であります。

一番上にまずありますが、原子力発電所の運転状況、それに応じて検査というのは当然行うんですが、まずこのプラント、事業者の方が当然直接的にこのプラントの運転をしていて、その運転に応じていろいろやっています。基本的には、このプラントの運転というのは法令等でも13カ月以内と定まっています、13カ月を超えるような運転は行っていません。13カ月の運転が終わりましたら、その機器の状況等について、停止して、定期事業者検査として約3カ月の期間を設けて検査して、あとは検査が終了しましたら、後半の25日は立ち上げて、調整運転という形でプラントを運転しております。

そういった大きな流れがある中、事業者の方は、毎日毎日、機器の状況をまず確認しています。運転中であっても、検査中であってもということです。その部分が、この定例試験というところにあります。例えば非常用炉心冷却系ポンプの起動がちゃんとできるような状況なのかとか、ディーゼルの非常用発電機がちゃんと起動するような状況なのかということについて、ちゃんと期限を設けて、タイミング、タイミングでやっております。それとともに、13カ月程度運転し、止めた後、もっと精緻な検査をするんですが、それは定期事業者検査として事業者が法令等に基づいて検査を行っています。

全体的にはそういう中にあるんですが、では、規制当局が行う検査はこれにどのように絡んでいるのかということにつきましては、まず、当然、原子力発電施設という特別な施設に対する施設検査があります。これは、いわゆる定期検査で3カ月止まっているところに、定期事業者検査としてやっていますものとともに、国の方で行う定期検査、及びこの定期事業者検査をちゃんとやっているかということを見る定期安全管理審査というものがあります。これは主に施設を中心に見る検査でありますので、この3カ月の定期事業者検査の期間に行っています。その一方で、先ほど今井の方から説明のあったものは、保安検査と申しまして、前出の検査が施設・機械に対する検査であるのに対して、保安検査は事業者（東京電力）がちゃんとした保安活動をやっているのかということの検査です。ですから、プラントが運転していても止まっても、事業者は発電所を管理していますので、その管理状況を見るために、通常は3週間の保安検査を年4回行うことになっています。保安検査と保安検査の間は保安調査ということで、我々としては毎日施設の中をパトロールして、もし重要な事象等があったら、立ち入りに近いような権限を持ちながら、検査等を行うような体制になっております。

例えば、こういった中で保安検査というのをどういうように行っているかということ、事業者が、施設の管理を行うに当たって、例えば保守管理計画のようなものを策定して実施しているかとか、この事業者がやっている定例試験のようなものをちゃんとやっているかということを見たりしています。一方で、保安調査は、こちらの方は期間は長いですが、パトロールなどを行って、事業者が毎日やっているかということを見ているわけです。ですから、簡単に申し上げますと、国が行っている検査には2つあって、機械を見ている施設検査と事業者の活動を見ている保安検査ということで2つあります。

大事なところだったので、長く時間をいただきました。

ただ、この検査制度なんですけど、事業者の活動全体を見ているので、この保安検査というものは、様々なものを見ることになっています。例えばいろいろと議論がありました品質保証のようなものも見えていますし、毎日の運転管理も見えていますし、その中で燃料管理も見えています。その一方で、防災体制がちゃんととられているかといった緊急時に講じるべき措置、これも保安検査の対象になっています。いずれにおいても事業者が行わなければいけないものとして、保安規定という発電所運営の規則、これは国の方が認可しているものですが、この規則がありますので、その規則にのっとってちゃんとやっているかということで、全体を見えています。一方で事業者の保安活動ですが、定期事業者検査ということで事業者が全部見るんですけど、その中で、事業者がやっている定期事業者検査のうち、国が見る定期検査、特に重要な電気工作物になります原子炉の本体とか燃料設備とか、そういった特定のものを国がちゃんと関与するようになっていたりします。では、事業者が行っている定期事業者検査はどう見るのかということについては、これは全体を定期管理審査ということで、事業者がちゃんと定期事業者検査をやっていますかという観点から見たりします。

後ほど歴史的なことは説明いたしますが、当然、事業者が行わなければいけない保安規定と、実際、原子炉を止めて行っているような、例えば検査とか工程の管理とかといったものは、いろいろ重複がありまして、この図も四角がどう重なっているのかよくわ

からないような図になっています。そういったものは、この検査制度のあり方をどうしたらいいのかという話の出発点になっています。これを見ていただきましても、検査が重なっているんです。

では、今の検査制度はどういう経緯で出てきたかといいますと、最近の変更がどう行われたのかというのをしっかりと見なければいけないんですけど、それはこの地域の会が生まれる原因にもなりました、平成14年の東電の改ざん事件が発端になっています。そのデータ改ざん事件に対する検査強化の対応として、ここに3点挙げられていますように、事業者品質保証の徹底を義務づける。それを先ほどの保安検査で確認するといったものが大きな変更として挙げられました。続いて、それまで自主検査として、法律の要求がない中で行っていた検査の中でいろいろとデータ改ざん等がありましたので、その自主検査としてやっていたものを、先ほどのように定期事業者検査として法律で義務づけまして、それぞれの記録保存義務を課すとともに、もしそれに虚偽の記載等があれば、罰則をちゃんと設けるといった制度にしました。それとともに、事業者にそういった自主検査もやらせるのですが、国が行う定期検査についても、妨害については罰則を強く上げております。それをポンチ絵で説明したのが以下の図です。

そういうことで、この保安検査というものが、我々も担当していますし、この前強化されたポイントにもなっていますので、まずは事業者の毎日毎日の保安活動を見ている保安検査を簡単に説明させていただきますと、我々の事務所がどうできてきたかというものの歴史と重なっているところがあります。最初は、これは運転管理専門官事務所として、我々の保安検査を行う保安検査官事務所は始まっています。これができるようになった経緯と申しますのが、それまでは原子力施設という特別な施設をちゃんと国として検査していればいいのかということだったんですけども、1979年、スリーマイルで運転管理の至らないことが理由で事故が起きたので、やっぱり運転管理もしっかり見なきゃいけないということで、運転管理専門官事務所というものができました。柏崎については、1984年にできました。そういった形で運転管理をしっかりと見ていくような形になっていたんですが、これはJCOの事故を踏まえて、運転管理ということで見ているだけじゃだめだと。この時はまさに見ているだけだったんですね。別に検査としてやっていないので、公的な権限等に基づいて、例えば記録を押さえて違反等を判定するようなことは基本的には行われてなかったのですが、それは検査としてやらなければいけないということで、保安検査官事務所と2000年に名称を変更して、その職務内容も変更になっております。実は、私の後任の今井は、この保安検査官事務所設立に当たって、法令改正とか、そのマニュアル等の準備もしていましたので、実は私よりもこの部分は詳しいです。もしご質問があれば、この辺の部分は後で質問を受けたいと思います。答えるのは今井の方ですけど。それとともに、省庁再編で平成13年から資源エネルギー庁であったところが原子力安全保安院ということになりまして、今の我々の事務所があります。

先ほどのスライドでありましたが、このときの保安検査、これは東電のデータ改ざんのときに保安検査で見ると品質保証の徹底を義務づけたというところが今の保安検査の重要な点になっているんですが、じゃあ、その品質保証というのはどういうものかというのを簡単に説明した図がこれでありまして、まさにこの品質保証を入れた保安検査を行う

際にいろいろと保安院の方が説明していた資料なんですけれども。東電事件で我々が反省したのは、安全というものをどういうふうに確認するかということについては、この部分、要は原子炉が安全な状態であれば問題ないというふうに基本的に認識していて、その安全の確認、保安活動の結果を見ていったところがあります。ですが、東京電力のあのデータ改ざんの問題を見ていて、ありましたのは、やはり結果だけじゃなくて、その結果に至るまでの保安活動のプロセス、これをしっかり見なければ安全は担保できない。このプロセスの中で例えば改ざんなんかが行われていて、たとえ原子炉が危険な状態にならなくても、そういうものが積もり積もっていくとやはり安全に影響してきますので、この保安活動のプロセスもしっかり行われていることを見なければいけないということで、この品質保証が入れられました。

そういったことで今は、昔の検査等は結果重視だったのが、保安活動プロセスを見るということで、先ほどの保安検査の中にもそういったP D C Aのサイクルとかプラン・ドゥー・アクト、そういったプロセスを中心に今検査は見ています。一方で、品質保証といったものは、結果だけじゃなくてプロセスもしっかり見ていけばいいのかということについては、実はもう一段階必要なレベルがありまして、ここにありますような説明責任とか要求事項をしっかりと確認しなければ、例えばこの保安活動の一つ一つのプロセスも、例えばあるデータを1日何回測定すればいいのか、それはやはり求める要求事項、要求のレベルによって変わってきますので、そういったものもしっかりと確認しながらプロセスを構築して、そのプロセスの結果、安全が確保される。こういったものをしっかり行われていることをちゃんと見るのが、今の保安検査になっています。

保安検査はさくっとうこういう形で説明は終わらせていただきますが、一方で原子力の検査というものは、歴史的にはこっちの方が古くて、やはり原子力施設が安全であることをしっかりと検査していくというようなものが中心になっています。ですから人員等の張りつけも、むしろ保安検査というよりは、この定期検査の方が大きく張りついていますし、事業者の活動状況も、皆さんご存じのとおり、運転中はそんなに人手は入りませんけれども、定検となるとたくさんの方が入って、それなりの人手でこの一つ一つの業務を行うことになっています。

原子力発電所の定期検査ですが、まず、止めて定期検査に入ります。発電を停止しますが、まず行うことは、中の方は停止しなければ見られませんので、原子炉を開放して燃料を取り出して、その燃料を検査します。その間に、附属施設であります、電気を起こす重要な施設でありますタービンなども検査したり、各弁等も検査したりしますが、そういった流れが一通り終わると、今度は立ち上げの準備ということで、この逆の順番に、燃料を装荷して、原子炉の圧力容器を復旧して、格納容器を復旧して、起動に入って、最後、ならし運転をして、定期検査がちゃんとうまくいったか、もし試運転していて何か不具合が見つければ、この前2号機でありましたけれども、不具合が見つければ、またすぐ止めてちゃんと検査し直して、また立ち上げ直す。こういった形でしばらく運転して、安全であれば定期検査が無事終了ということになります。

そういった中で、定期検査はどのように行われているのかということについては、まずは最初の燃料に関する検査があつて、燃料集合体がしばらく使った後でも大丈夫だったかという外観検査があつたりするんですけど、むしろ立ち上げのところでこの検査を

集中してきて、燃料とともに、格納容器が、これは放射性物質を漏らさないように高い密閉度を誇っていますが、その漏洩率をしっかりと検査したり、あとは、何らかの形で電源が供給できなくなったときに、重要な施設になります非常用の発電施設の検査をしたりして、一つ一つの定期検査をやっていきます。最後、試運転も無事終了して、営業運転に入れる直前にやるのが総合負荷性能検査。こういったことを定期検査では行ってきています。

では、検査制度、これはまさに委員の方から、複数回にわたって質問を受けたかと思いますが、どう検査制度が変わってきたのかと申しますと、今までは、この旧検査制度ですが、これは柏崎の例でやっていますので、柏崎でそういった検査が行われたのは昭和61年以降です。そのときの体制では、定期検査と称して国が行うのは、安全上、特に重要な設備の健全性を国が確認するだけになっていました。その他の部分については、特に法定ではなくて、事業者が任意に実施することになっていました。ただ、東京電力のデータ不正事件を受けて、こういった自主点検の中でいろいろな改ざん等ありましたので、これはいかんということで、特に厳格な検査ということで、設備の健全性に加えて、そういった先ほどの保安活動プロセス、途中段階、過程に関してちゃんと検査を行政措置として導入しました。これらの経験を踏まえて、事業者に対する検査としてはどうした方がいいのかということにつきましては、大きく変わったのは、定期事業者検査制度ということで、事業者に、ここで自主点検で行ったような検査も含めて検査の義務づけを行いました。それがこの定期事業者検査ということになるんですが。まず事業者が検査をするんだという基本的な枠組みを法律でがっちと固めて、その事業者が行っている検査を、特に安全上重要な設備については国もちゃんと健全性を確認しますという形にしています。国が入るのは、定期事業者検査の中でも一部ですので、その定期事業者検査が、全体がちゃんと行われているかどうかは、別途定期安全管理審査ということで、事業者が行っている検査のプロセスを見ることになっています。先ほど保安検査の中でプロセスという言葉が出てきましたが、ここでもプロセスを見ることになっていますので、どうしてもやはり重複等いろいろ出てくるようなことは議論としてあります。

今のことを時系列で並べたものを内容でもって比較してみますと、従来の検査制度というのは、こういったほとんどの部分が事業者による自主検査ということで定めています。事業者の方でマニュアルを定めてしっかりやっていますし、項目としては、ものすごい数があります。ただ、その一方、国の定期検査は、国が行う定期検査として70項目定めていました。ただ、こういった中で、自主検査の中にもいろいろと悪さかげんは出てきますし、一方、国が行う定期検査についてもいろいろと問題があったのは、皆さんご承知のとおりかと思えます。

そういった中で、むしろ事業者による自主検査も含めて、まず事業者がちゃんとやらなきゃいけないんだという義務を課したのが、この新しい検査制度です。ですから、基本的には事業者がちゃんと検査をすると。ただ、一方で、国としてはどうなのかということについては、重要な機器については、その事業者の検査を保安院も直接立ち会うなどして、例えば保安院はこの60あるうちの7つの検査だけに今立ち会っているんですけど、立ち会って、事業者がちゃんと行っているかどうかを見ているところでもあります。一方で、JNES（原子力安全基盤機構）といった機関も用いて、我々だけでは見切れ

ませんので、60の検査のうち約50の検査をJNESの方で見えています。この60引く150の部分、残りの部分とは申しますと、定期安全管理審査ということで、残りの定期事業者検査のうちから13検査をサンプリングして見たりしています。

これを項目で比較して、どう変化したのかというのを見ていただきますと、従来の検査制度は自主的な検査で、電力の自主的な判断による安全確保活動の一環でしたが、今の検査制度は、定期事業者検査制度となりまして、まず法的に位置づけを明確にしました。その一つ一つの検査の結果を記録して保存する義務を設けました。ですから、業務としては増えてくるんですが、これは非常に重要なことになっていまして、昔でしたら、その場、その場で検査を見て合格といったことでしたが、検査の記録を残さなければいけないので、例えば今変なことをして記録を残すと、当然、その記録の保存期間ずっと、もし間違い等を指摘するような事象がありましたら追求されることになりまして、逆にちゃんと検査をしたのであれば、その記録をちゃんと残せば、後になってもきちんとやったことが検証できる、そういった仕組みになっています。あとは、一方で、そういう検査の中でどういう基準といったものを議論していくのかということについては、技術基準というのをしっかりと設けて、適合しなくなるような時期の評価とか記録の義務というのを課していまして、これがまさに今も議論になっています、PLR（再循環系配管）のひびの健全性評価とか、そういったものに繋がってきます。

これは事業者による検査でしたが、今度は国の検査ですが、定期検査というのは、安全上特に重要な設備を、先ほど言う結果だけですね、施設の健全性だけを確認で行っていましたが、今度はこの定期検査制度、まずは事業者が検査を行うんですが、その事業者が行った検査のうち、安全上特に重要な設備については、ちゃんと国も同時に立ち会って、その検査内容を確認するようになっていきます。ただ、先ほどの保安検査で議論したのと同じように、設備が健全だという結果だけじゃなくて、その中途の段階のプロセスも検査で見ることになっていますので、保安検査でもプロセスを見ていましたが、定期検査でもプロセスを見ることが重要になっています。定期安全管理審査、そういったものは従来ありませんでしたが、こういった原子力安全基盤機構が、事業者に義務がかかっている検査の体制について、こういった文書審査や実地審査をして、さらにしっかりと見ていくといった体制になっています。

そういったことで、我々保安院がやる業務も大分増えてきているので、これは我々の体制のところですけど、保安院自体、発足したのは2001年でしたが、その人員は約倍増して今や330名になっていますし、そのうち検査を行う検査官は50名から110名になるなど、我々の体制を強化しながら規制業務を行っているところであります。

そういったのが、まさに今までの検査制度からこれまでの検査制度の変遷の部分なんですが、そういった今ある検査制度、先ほどもプロセスをしっかりと見なければということで、検査の改革、制度改善が行われてきたんですが、その反面、プロセスを見出すと際限なく見ることになりますので、やはり検査の重複といったことがいろいろ出てきました。そういったような声を踏まえて、これからの検査制度をどうしたらいいのかというのが、これからの説明になります。

おさらいになりますけど、先ほどありましたように、この保安検査というのはここにある項目ですが、四角で言うと、この灰色のものですね。事業者の保安活動全体を我々

は見ていますので、当然、こういった定期検査に係わるようなところも含めて見るようになっていきます。その中で、原子炉を止めて検査をするときの定期検査を定期事業者検査として事業者が法律で義務づけたり、事業者がやっているものをちゃんと見るために定期安全管理審査があって、さらに重要なものについては、また国も出てきて定期検査、そういうふうに重なって、概念図でかくと、こういう重複になるんですが、こういうものについて、どうやってさらに高度な検査というものを検討していけばいいのかということが、今回の現行検査制度の課題と改善の方向になっています。

まず、先ほどもありましたように、重複している部分はどの部分かということ、やはり施設検査。定期事業者検査として、原子炉を止めて検査をしているところに我々保安検査も絡んでくれば、定期事業者検査が絡んできます。ですから、ここのやっぱり機械の保全の部分ですね、この部分の検査を一体どうしたらいいのかということについて議論が最も活発に行われました。その一方、こちらでもいろいろ議論になっていきますが、その施設検査をどうしなければいけないのかというのを議論していきますと、プラントごとに、今、例えばこの柏崎でも1号機はもう22年ぐらいで、それに対して7号機はやっと10年ぐらいを迎えたところで、新しいもの・古いもの、いろいろ混在しているんです。だけど、規制の方はどうかということ、13カ月運転して2カ月止めるという、全部一律でやっていますので、当然、そういった中で、高経年化とありますけれども、そういったプラントの個性がいろいろ分散していく中、プラントごとの特性を踏まえて事業者の保全活動をどう充実を求めていけばいいのかということで、議論は活発に行われました。その答えとして出てきているのが、プラントごとの保守管理活動を、保全計画といったしっかりとした科学的・合理的な計画を策定してもらって、保守管理活動自体を充実・強化させて、検査も一律なものからプラントごとの特性に応じたきめ細かい検査に移行していくといった方向性が打ち出されました。

一方で、先ほどのように業務が重複していきますと、やっぱり我々も資源に限りがありますので、逆にリスクが高いようなところを検査として見落としたりとか、そういった危険性も出てきます。ですから、そういった意味では、我々も、のべたんに全部をかぶせて検査するんじゃなくて、むしろ安全確保上重要な行為に着目した検査制度、こういったものがしっかりと議論できないかということになっています。ですから、この保安活動、先ほど見ていただきましたけれども、運転中・停止中問いません。先ほど今井が説明しました今回の保安検査も、運転管理ではありますが、今回は停止中の、まさに定期検査中の運転管理を中心に見ました。そういった意味では、定期検査や定期事業者検査、定期安全管理審査等とも重複してはいきますが、我々は我々でやっぱりそういったものは見なければいけないというふうに考えて、今回の保安検査をしています。そういった中で、じゃあ3つや4つの目が同じところに入ればいいのかということ、そうでもないの、そういった安全上重要な行為に着目した検査制度をやるためには、現在、先ほどありましたような停止中に集中しているような検査に加えて、運転中にどういう検査ができるのかとか、そういったものも充実・強化していく必要があるというふうに考えています。具体的には、イメージ図は用意していますので、また説明します。

最後、方向性としては、根本原因分析といったところまでさらに深掘したような検査が重要ではないかというふうに考えていまして、それは美浜3号機事故のようなところ

から、我々思いが至っているんですけど、事業者の例えばヒューマンエラーとか組織要因、今回のデータ改ざんにもいろいろあったかと思えますし、この前の勉強会でもいろいろと組織が仕組みとして合理的に行ってしまうような悪さかげんもありますけれども、組織要因といったものも防止するような体制をどうにかできないかというような議論がなされています。

これら3つの基本的な方向性をもって今検査制度の改善を考えているところでありますが、それぞれ一つ一つ具体的にいきますと、まず、最初の保全のプログラムですが、まず基本的な事項としましては、保安規定にそういった保全プログラムというものをしっかりと位置づけてやる方向で考えています。先ほど定期検査等で集中するようになった保守管理と、一方で、運転するときに運転管理も含めた保安全体に関する基本的なルールといったものは、現在でも基本ルールは保安規定において定めて、国が認可するといった基本的な方向性を持っています。一方、保全計画というところですが、保全計画につきましては、この具体的なルールについては、保安規程（電気事業法）に集約化することとして、事業者が運転サイクルごとに届け出て、保全計画の国の審査のうち技術的な内容の確認は、一部JNESに委託したりしながらやっていくといったような、こういったスタイルの保全プログラムの策定を今考えておりますが、そういった方向性が示されただけで、具体的にどうするかということについては、まさに今議論中でありますので、また具体的なものが明らかになってきましたら、説明を後任等にもお願いしていただければというふうに考えております。

その保全プログラムに基づく保安活動ですが、一方で、そういった保全計画を事業者が策定して我々認可していきますけれども、それをどうやって確認していくかということについては、運転中の保全活動等については定期事業者検査として位置付けて、先ほどの定期安全管理審査などで実施状況を確認したり、停止中の保全活動については、これまでもやってきてはいますが、定期安全管理審査や定期検査といった中で確認していく。こういった観点から、その保全計画をまさに事業者といろいろ議論をしていく中で、今はのべたんにある検査項目を計画の中でいろいろと調整して、一層科学的・合理的な方法と内容で検査をしていけないかといったことが議論されています。

最後ですが、今までのところは、ある程度方向性というか、精神論でしたが、具体的にやはり議論になってくるのは、この原子炉の停止間隔の部分です。当然のことながら、原子炉の停止間隔といったものについては、何かしら科学的・合理的な説明があってもいいような気はするのですが、今、国が定めている13カ月というような期間については、もう既に保安院も報告書等で示していますが、科学的なものは一切ございません。とりあえずの決め事として13カ月置いていまして、科学的なしっかりとした評価といったものは、その13カ月に対してはありません。ですから、この原子炉の停止間隔というものをどうしたらいいのかということについては、しっかりとした、まずは重要な機器・システムの工学的余裕度の評価を行って、それぞれの機器・システムごとに点検・補修が必要とされる最短の期間のようなものをこの評価の中からしっかりと導き出して、国の方でちゃんとカテゴリーのようなものを設けて、その間隔の範囲内で、事業者が燃料交換をして原子炉停止間隔を定めるような仕組みづくりを今、考えています。この原子炉の停止間隔につきましては、先ほどちょっと方向性だけではありませんでしたが、保全プログ

ラムの中に記載して、国としては保安規定の認可事項の一つとして、事業者任せ放しではなくて、しっかりと厳格に検査した上で、その中で国の定期検査は国の方が認可した原子炉停止間隔に基づいて実施する。そういったような方向性を今考えている次第であります。

実は、この停止間隔についてはいろいろ議論がありまして、これは我々が行ったというよりは、日本機械学会が行ったものなんです、今のところ実質的に、先ほど13カ月と言いましたが、14カ月程度で定められています原子炉の停止間隔を例えば24カ月に延長すると、どういった論点をしっかり評価していけばいいのかということについて議論しています。これは、我々としても今後どうやって制度の中で用いていくかというのはまさに議論中でありまして、あまりこちらの方では説明し過ぎないようにしたいと思いますが、例えば耐久性のようなものですね、十分な運転実績があって、劣化モードを考慮しても現状2年以上の構造耐久性を有するものとしましては、2年以上の点検間隔であるものについては、2年以上の耐久性を有するといった評価が行われていたり、一つ一つの項目について機械学会で議論がされているのは我々も認識しているところであります。

ただ、機械学会でも、そういった可能性については議論していますが、ただ、それが即、例えば24カ月でいいと結論付けたとしても、プラント全体の停止期間のあり方を検討するためには、まだまだいろいろと検討する課題が必要だというふうに考えているようで、例えば挙げられている課題として3点ありまして、機器の劣化状況を正確に把握するために点検手入れ前データの蓄積を、まず充実しなければいけないというふうに指摘していますし、保守管理における機器・系統ごとの管理目標を定めるとともに、経年劣化傾向と管理目標との関係を定量的に評価する手法といったことの整備は必要だなどといった、こういった3点の課題があることも認識しておりますので、やはりこういったことがちゃんと説明できる、データの蓄積がちゃんと十分になされるようなことが前提条件としてはあるというふうに我々も認識しております。

一方、今が1つ目の保全プログラムの方向性でしたが、2つ目の方向性としましては、一方で、のべたんに検査をするのではなくて、重要な行為に着目した検査制度の導入が必要だというふうに認識しておるんですが、その部分、事業者が計画的に実施している原子炉起動・停止等の安全確保上重要な行為については、その作業手順について、保安規程の遵守状況を国が保安検査において確認するとか、そういった状況はあるんですが、なぜこういった方向性を見ているかと申しますと、このポンチ絵で説明するのがいいかと思えますけど、基本的に運転中というのは同じような状況がずっと続く状況なので、リスクとしても不適合、例えばちょっと水が漏れましたとか、若干不具合がありましたというところでピッと上がる程度なんです、基本的にはフラットにリスクレベル、一番下に示しているのがリスクレベルですが、リスクの状態は一定の状態です。これは概念図でありますので、ここに数を必ずしもつけることはできませんが、こういったところでやはりリスクが一番高くなるかということにつきましては、こういった事故等の事象は除いて、こういったフラットにある中で見ていきますと、やはり原子炉の起動時の準備などは、こういった原子炉水位変化によるリスク増加とか、こういった冷却系などを海水系に切りかえることによるリスク増加などありまして、むしろ我々がしっかり見

なければいけないのは、13カ月続いている運転中というよりは、やっぱりこういうポイント、ポイントであるのではないのかというような議論がなされています。そうすると、この中で、例えば見なければいけない検査としては、放射性物質の閉じ込め機能の確認とか、こういった設備機器の健全性の確認とか行われておりますが、例えばこの部分について、むしろ検査の項目を増やしたりとか、その一方で、ここら辺の部分については検査の項目はむしろもうちょっと少な目でいいのではないかなどといった議論がなされているところでもあります。そういったような、ある意味リスクレベルに応じた検査のあり方といったものを議論しているのは、この部分であります。一方で、運転している間にも故障とかがあって、リスクがある場合がありますが、そういったのは、やはり運転上の制限といったようなものがありまして、原子炉を運転する際には、それぞれ例えば圧力などはどれ以内におさめなさいとか、炉水の温度はどれぐらいにしなさいといった一つ一つの制限がありますが、それを逸脱した場合など、ピョンと不定期に発生するような事象が生じたときの確認というんですか、今でも保安調査、検査権限はない調査の中で行ってきているところではありますが、そういったものをもっと機動的に検査といった形でできないかといった議論が行われています。

最後、根本原因分析のためのガイドラインですが、この部分につきましては、こちらでもいろいろ二重扉等でもありましたけれども、一つ一つの不適合を対応していますけれども、例えばそれが続けて起こるとか、そういったところについては、やはり表面的な対応だけではだめで、もっともっと根本的なところをしっかりと正せるような我々の検査のあり方というものが議論されています。そういった中で、先ほどもありましたけど、美浜の事故などでありましたヒューマンエラーのたぐいとか、安全文化組織風土の劣化とかといったものですね、こういった、ある意味、機械の安全性を見るだけの検査に比して非常に難しいとは思いますが、こういったものを、国の評価指針などを示して検査をしていけないのかといったことが議論されております。

お時間がだんだん迫ってまいりましたので、簡単に終わらせていただきますが、今の検査制度がこういったものにあたりすると、改善後は若干見る内容は増えて、頻度等はこれから具体的になっていくと思いますが、保全プログラムといったものを定めて、その中でいろいろとしっかりと見ていくような体制のようなものを考えていまして、具体的なものはまだ示せないんですが、今はこういうような検討状況にあります。

以上、パワーポイントで説明させていただきましたが、実は今の検査の方向性の内容が出たのが、昨年9月でしたか、夏や秋の時点だったんですが、実は皆さんご承知のとおり、その後、データ改ざん事象等ございまして、保安院としても特別の対応を続けてまいりました。当然、こういった検査制度の改善の方向性を示したところではあるんですが、データ改ざんを踏まえて、まだまだやらなきゃいけないところがあるのではないかとということで、実はまさに今議論が進んでいるところを示したのが、この資料3といった1枚紙ですね、表になったものがありますが、今説明しましたものに加えて、この網かけの部分のものを加えて、現在、この検査制度、どうあるべきかということについて議論しています。

例えば1ポツ、2ポツ、3ポツとありますのは、保全プログラムに基づく保安活動に関する検査制度の導入などは、この1ポツ、2ポツ、3ポツ、先ほどもこちらにあるの

と同様のものですが、また4ポツとしまして、総点検の結果を踏まえた対応として、例えばいろいろと改ざんのありました警報等印字記録、アラームタイパーの記録保存を義務化するなどですね。また、検査制度としても、しっかりと見るべきところを見るような改善の検討がなされている次第であります。

長くなって申しわけありませんでしたが、説明としては以上になります。

◎新野議長

ありがとうございました。

今日の出席委員が全員そろいましたので、これから、では質疑をさせていただきたいと思います。

前段の説明が非常に専門的だったので、皆さんの頭も少し偏ったかなと思うんですが、普段から私どもが何回も議論してきた内容が濃厚に入っているんだろうと思うので、またちょっと分解し直して、どんなことでも結構です。

武本さん。

◎武本委員

中身の前に、非常に系統的に説明してもらったんですが、このパワーポイントのページが、15ページ付近から1ページ、配られたのと違っているんですが、何ページが追加になったかというのを……。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

実は今、最初にパワーポイントを設定した時、無駄なページを入れてしまって、白紙のページが1枚増えてしまっただけですので、すみません。

◎武本委員

わかりました。

◎新野議長

では、約1時間くらいありますからいかがですか。

牧さん。

◎牧委員

今回、初めてこの会に入ったのでよくわからないんですけども、定期検査、定期検査と言っていますけれども、1号機から7号機まであるわけですよ。それぞれが動いた時間、稼働時間と言いますか、これが違うと思うんですが、この設備の耐用年数、例えば1号機は、20年からもう動いている。例えばこれ35年たったらだめになって、1号機はもうやめなきゃいけないんだというようなことないんでしょうか。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

耐用年数ということにつきましては、多分、法的にはいろいろと税法上の問題等もあると思いますので、その法定上の耐用年数等については今必ずしも説明できるわけではないんですけども、ただ、我々としては、定期検査で何を見ているかということにつきましては、その都度、その都度、安全にこの施設を運転できるかということについてしっかりと見ていまして、その耐用年数のいかににかかわらず、国として運転をしっかりと許可するような要件は検査の中に設けています。耐用年数というのは、むしろ固定資産の評価のあり方等にかかわってくる所が大きいかなと思いますので、ちょっとその部分は、すみません、今は説明できないです。

◎牧委員

実際には、使っていれば、だめになって交換する、そっくり交換すればいい部品もあると思うんだけど、例えば建物が100年も200年ももつような気はしないわけで、中身だけがむき出しになったなんていう話だったら、じゃあ、がわだけ建て直すのかと。原子炉は何年もつのかとか。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

例えば、どの程度までもつのかということにつきましては、今、高経年化対策ということで、まず30年という限度を設けて、30年に至る前に、いろいろな機器の健全性や、まさに仰られるようなセメントの状況とか、一つ一つのケーブルの健全性とか見るような検査を導入しています。30年に至る前に、そういった高経年化に係る評価ということを行うようになっていまして、その際に、今ご指摘のような建物の今後、どの程度使えるのかということについては、しっかりと見られることになっています。

◎牧委員

今話を聞いていると、何か点検も同じようなことを全部点検しているというような感じを受けるんですけども、そうではなくて、20年経ったものの点検と、10年しか経たないものの点検とでは、点検の内容が違うんじゃないかというふうな気がするんですが。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

実は今定められているのは、定期検査というのは一律13カ月運転して2カ月点検というものしか定めがなく、古くなったものについては、30年に至る前に、そういった徹底的な検査を行うことになっているだけなんですけど、まさに仰られるように、10年のものとやはり40年のものとは、何かそもそも点検の仕方が違うんじゃないのかという議論を行っているのが、さっきの保全プログラムの話なんですね。その中でまさに今議論がされています。牧委員の仰っているようなことを、やはり我々も同じような問題意識を持って、今、じゃあそれを具体的にどうしたらいいのかということについては、申しわけありませんが、今、検討中で、20年度からそれを行う予定になっていますので、近々説明できるようになるかというふうに考えております。

◎牧委員

要は、例えば一番最初、まわしたのは、30年後にはもうなくなるんだとか、40年後にはなくなるんだとか、7号機まであるんだけど、今度は6号機しかなくなるんだというようなことはないんですか。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

それはあると思いますね。というのは、当然30年、今の制度であっても、30年以降のものは徹底的な検査を行って、いろいろな保全が必要なところは保全を指示しますので、そうすると、要は古くなればなるほど、その保全にかかるコストというものは、時間とともに資金についてもかかるようになってきます。そうすると、当然、年が経つに従って高経年化対策のプログラムの中でだんだんコストがかかってきますので、いつかの時点で、やはり継続運転するよりは造りかえた方がいいといった線が出てくると思いますけれど、我々の方で、それは具体的にいつだということはまだ想定していません。ただ、だんだんコストがかかるような検査システムになっていることは確かです。

◎新野議長

はい、ありがとうございます。

他に何かございますか。

◎伊比委員

所長は何かご栄転のようなお話が最初ありましたので、私も1つ、所長に最後お聞きしたいなと思っているのですが、今の牧さんの話と大体私も同じような考え方で、この原子行政を始める前に、こういうことが起きるといのは当然わかっていたと思うんですよね。そういうものが、この新しい事態、あるいは東京電力のいろいろな問題とか、他の電力会社の関係もいろいろあったと思うんですけども、そういうトラブルが起きてから、この高経年化した原子炉をどうするこうするという対策をこれからやるんですというの、ちょっと私も、始める前の行政としての立場としては、市民としては納得いかないなということなんです。実際、動いているわけですから、じゃあ、どういう対策をとということをやってもらわなければならないのかなというふうに、今、牧さんの質問を聞いていたんですが、私もそのとおりだと思うんですよね。今頃かというふうに非常に疑問を感じると同時に、これはもう本当に早急にやっただけか、例えば30年という炉心の耐用年数という話ありましたけども、あと数年もないわけですね、1号機は。あと9年ほどですか。ということになりますと、その後、また改めて同じところに造るのか、あるいは別のところへ移すのか、全くこの土地ではやめてしまうのかというふうな問題もこれから出てくると思うんです。ただ、柏崎市としては、財政上の大きなポイントになっているわけですから、その点からいくと、私がこういうことを言うと武本さんに怒られるかもしれませんが、税金の関係から考えたら、当然、造ってもらいたい。ただし、安全・安心だけはできるようなことを考えて展開してもらいたいなど。こういうふうに思っているんですけども、指摘としては、ちょっと今頃、政府、行政、考えてやるんですということに対して、もう少し時間をかけて、年金のような事態にならないようにしてもらいたいなというふうにお願いしておきます。今度本部へお帰りになるんですか、そこでいろいろと研究していただく立場になるのではないかと思いますので、宿題という格好で私も見させていただきたいなと、こんなふうに思っています。よろしく、ひとつお願いします。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

まず、最初に誤解を解いておかなければいけないのが、私、先ほど耐用年数というのは説明できませんと申しました。ですから、30年という耐用年数があるとは一言も申し上げておりません。30年たっても使っているプラントは、もうそろそろ2けたぐらいになるとは思いますが、あります。ですから、30年経っても使えますし、議論としては60年ぐらい使えるんじゃないかなんていう議論もあります。

ですが、その中で、例えば60年使うと想定して、では何もしなくていいのかということは、我々、そうは思っていないで、30年ぐらい経ったところから、やはりいろいろな機器の劣化等は部分的には出てくるので、30年たったような以降のプラントについては、しっかりとした評価を行わなければいけない。それが先ほど申し上げた高経年化対策といったところになります。

その高経年化対策については、私、今回資料を用意してないので、またそれはそれで

説明が可能かと思うんですけど、ただ、私が高経年化対策について、今、この時点で説明するのは適当ではないと思ってしまして、と申しますのが、先ほどの保全プログラムの議論がありましたけれども、多分、あれの中に吸収されていくんですね、高経年化対策。要は各プラント、プラントに応じた保全計画ということになっていきますので、当然、古いプラントは古いプラントなりの保全プログラム、新しいプラントは新しいプラントなりの保全プログラムということになっていきまして、高経年化対策自体が多分、それに溶け込んでいく。要は、もっと精緻な高経年化対策のプログラムのようなものが、これからの議論として出てくると思います。

そういった意味で、原子力発電所は30年経っても使えますし、実際、使っています。ですから、ここの発電所もしばらくは大丈夫でしょうと。60年ぐらいは使えるのではないかという議論もありますけれども、それに対するプログラムは、我々、今、現在でも持っていますが、それよりももっと科学的・合理的なプログラムを今考えているというところになりますので、考えているということはお示ししましたけれど、具体的にどう考えているかということについては、平成20年度以降具体化するということですので、その部分は、多分、私の後任がしかるべきタイミングで成案をちゃんと説明することになるかと思っておりますので、請うご期待ということで置いておきます。

◎中沢委員

中沢です。

今、検査制度の改善というような、そういうことについてお話があったんですけども、何か話を聞いていると、この検査制度が何か緩和されるというか、規制が緩和されるというような感じで受けとめたんですが、本当に検査制度の改善という目的ですね、その辺があまりはつきり見えてないんです。どういう具体的な風合いというか、問題点があって検査制度を改善するのかというようなことについてちょっとお聞きしたいと思いません。

今、お話にあった中で、現在、停止中の検査ということがほとんどの原発で行われていると思うんですけども、停止中だけじゃなくて、運転中の原発で検査を始めるというようなことですね、これを充実・強化していくというような方針なんだと思うんですが、美浜で大事故がありまして、死者が出ているわけですね。あれは運転中の原発の検査を始めるという準備のために、105人ですか、かなりの方が建屋の中に入っていたと。そこで蒸気が漏れて、熱湯が漏れて、事故になったというようなことですね。そういうことを考えると、非常に私は、こういうことをやっていくということが、安全性にかかわる重大問題だなというふうに思うんですよ。かなり危険な要素を持っているんじゃないかなというふうに思います。

それから、定期検査のインターバルですね、間隔の延長というような、これも考えているというようなお話だったんですが、今、13カ月ぐらいの間隔を、その2倍ぐらいですね、2年ぐらいまで延長できるというような、そういうお話かと思うんですが、これも2008年度、来年度あたり導入する方針だというような、そういうことをちょっとお聞きしたんですが、そういったことが事実なのかどうかというようなことと、全体的に本当に危険な要素がかなりあるように思いますので、そこら辺、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしく願います。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

まず、検査制度が軽減されるんじゃないかということにつきましては、これは逆に、我々は反対のイメージを持ってしまして、さらに我々がやらなきゃいけない検査というのは増える。今のままで、例えば、この方向性だけをそのまま見ていますと増えるイメージを持っていて、逆の心配を持っています。

と申しますのは、先ほど改善の方向性として示しましたが、この保全プログラムに基づく保安活動に対する検査制度の導入ということで、これは今までの検査に加えて、こういったような、要は、もっと詳細な保全プログラムを事業者につくらせて、それを認可・承認して行って、それに従った、また検査も入っていくということなんで、これまた今行っているような検査とともにやるのであれば、新たな検査の導入になりますし、あと、もっと具体的には、先ほどありましたような総点検踏まえまして、いろいろな具体的な取り組みをやっているんですが、ここで前倒しとして出てきているのは、安全上、重要な行為に着目した検査制度の導入の中で、いろいろ行っている保安検査の中で原子炉の起動、停止操作及び運転上の制限を逸脱したときの保安検査、これは現在ございません。今は年4回保安検査を行っているだけなんですけど、起動時、停止時や運転上の制限を逸脱してときの保安検査がこれに上乘せになります。

ですから、例えば、後ろの運転上の制限を逸脱したときというのは、トラブルのことですから、幸い、私来てからトラブル、法定のトラブルないんですね。これはもしかしたらないかもしれないので置いておいても、原子炉の起動・停止というのは7つ号機があると、起動と停止だけで2回、7つの号機をあわせて14回あると。今4回の保安検査に、2掛ける7で14回プラスで18回の保安検査をやらなければいけないとか。これはどうやって検査制度を回すのかというのは、実は、私も早く知りたいところなんです。

文字どおりと読んでいくと、新たな検査がオンされている形になっているんですね。だけど、我々の保安検査官の、当然、数やリソースにも制限がございますので、これを逆に我々が心配しているのは、過度な検査にならないように、どういう形でシステムづくりをしていったらいいのかということ、まさに議論しているんです。

ですから、その見える印象と、我々が今議論していて心配している事象とは逆なことで、実は心配しているんで、検査の軽減になるんじゃないのかということについては、むしろ逆な方向で、議論が行われている。心配があるような検査制度の改善の方向になっています。

その一方で、停止期間の話などですが、逆に、あれについても、まだ可能性については当然検討されていますが、一方で問題点、課題もあると、先ほど説明しました。その課題の解決をどうやっていくのかとか、具体的にどう仕組んでいったらいいのかということについては、私もあれ以上の情報は持ってないんです。まさに今、その制度について検討中で、中沢さんの仰ったように、その新しい検査制度、平成20年度から入れているというのは、これは我々としては方向として示しているんで、これはまさに今早急にちゃんと示さなければいけない重要な事項として、本院の方でやっているものであります。

実は残念ながら、この方向性というのは9月に出たんですよ。9月から1年ぐらい

かけてやって、皆さんに説明しながら20年度から導入ということでやってきたんですが、残念ながら、11月のデータ改ざんの事件が起こって、ちょっとそちらの方にやはりちょっと我々マンパワーとられて、正直なところ、この検討は若干遅れ気味なんですね。

そういったことで、皆さんに説明できないのはまことに申しわけないと思いますが、ただデータ改ざん事件も一とおり、我々方向性を示して、今日の検査等で対応していますので、20年度に向けての検査制度については、今まさに取り組んでいるところで、結果については、また出たら、しっかりと説明していく方向でちゃんと対応してまいりたいというふうに考えております。

◎中沢委員

先ほどちょっとお聞きした、この検査制度の改善の目的というか、そういったことについてなんですが、これは原子力安全・保安院さんの方から検査制度を変えた方がいいということで出されたことなのか。それとも事業者の方から、原子力発電所側の方から出された問題なのか。そこら辺がちょっとわからないんですが、実際に、やはりこういう内容を見ると、原子力発電所の事業者側から出されたような問題点なのかなというふうには思うんですけども。そこら辺はどうなんでしょうか。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

この検査制度の議論は、検査のあり方検討会という審議会で行われておりまして、現在も行われているところで、この前、5月24日に行われたばかりなところなんです。この検査のあり方検討会を始めたのは、我々、原子力安全保安院の方で意識を持って始めました。

その意識は何かと申しますと、冒頭のところで説明しました、我々が平成15年に導入した検査制度の評価から始まってきたわけです。スライドの番号でいう5枚目にありました、平成15年10月以降の検査制度。これが導入して2年近く経ちましたので、実際、このときに目的としていたようなことがちゃんと行われているかということについて評価を始めたのが、この検査のあり方検討会の出発点でありました。

そうしたところ、今日スライド等用意していませんが、できていること、できてないこと、いろいろありまして、できていることはそれなりに、できてないことはちゃんとやるためにはどうしたらいいのかという議論を進めていく中で、これからの検査のあり方として、やはりこの3つの方向性を見ながら進めていかなければいけないというような結論として出てきたのが、さっきのものです。ですから、きっかけは保安院の、その15年に入れた制度の評価から始まったものです。

一方で、その15年からその評価を始めるまでの間に、我々が考慮しなければいけない外的な要因。要は、検討するに当たって、具体的な問題意識というようなものを与えられるものがありました。それが1つが高経年化対策。先ほどもありました、30年以上のプラントのようなものに対する対策。一方であるのが、やはり美浜の事故。その美浜の事故の反省を踏まえて検査制度を見直すところはないかといったところが議論の出発点になっています。

ですから、総括して言いますと、今の検査制度の評価プラスアルファ高経年化対策や美浜の事故。そういったものを踏まえて、今後の検査制度どうしたらいいのかといった

ものが、この議論の方向であります。その結果、いろいろ議論していたら、さっきの3の方向性が出てきたということです。

◎中沢委員

美浜の事故というような、それを踏まえてというようなお話だったんですが、運転中の検査を充実・強化というようなことに繋がった、その具体的な経過ですね。私は、運転中に美浜でああいうふうに事故が起きたんだから、むしろ運転中に検査をすることをやめるとというような方向に行くのが美浜の事故を防止する、再発防止するための方法かなというふうに思うんですが、逆に、運転中の検査を強化していくというようなことになったその理由ですね。そこら辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。どういう結果になったんでしょうか。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

当然のことながら、これは我々が目的としているのは、更なる安全性なので、当然危険なことを運転中の検査で行うつもりは当然ないです。だけど、今先ほど申しましたように、運転中というのは、ある程度がリスクが低い状態でもありますから、そういった中でむしろ行った方が安全性を高められるような検査というのもあるかと思っておりますので、そういったような可能性も含めて、今議論していることになると思います。

必ずしも止めてから検査するだけじゃなくて、運転中できるようなことはリスク等も考えて、できることはないのかといったようなことについて、まさに今具体的に検討しているということになります。

具体的に何だと言われると、申しわけありませんが、それは今いろいろ検討されていまして、私の方では今準備していませんが、それは近日中にいろいろと具体的に出てくると思います。

あと、こちらにもありますように、美浜事故というのは、むしろ我々としては、方向性としては3ポツのところにありますように、その事業者の方の、例えば組織要因とか、ああいったところにいろいろなコミュニケーション等が欠けた中で、その協力企業の方を入れるというような状況ですね。やはり組織的なところに、やはりこの事故を防止するために、何かいろいろと検査としても手を入れるべきじゃないのかといった方向の中で議論はしています。

ですから、美浜の事故は、そういった中で、更に組織要因とかに踏み入って分析するための、例えば検査する際に当たっては、我々思惑だけでは検査できませんので、その基準となるようものは何かないのかとか、そういったところの議論を今、積極的にしているところでもあります。

◎新野議長

検査の在り方検討会の委員さんといいますと、どういう方なんでしょうか。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

座長としては、東大の斑目（まだらめ）先生となっております。名簿は持ってきていませんけど、それぞれの分野の専門家の方々、品質保証の専門家の方々なども入って、議論しています。

すぐ準備はすることはそう難しくないもので、次回以降の地域の会等でも紹介できると思います。

◎久我委員

久我ですけど、遅れて来て、申しわけありませんでした。

ちょっと感想も含めてなんですけれども、検査ということで、今回お話が集中して行われていますが、片や、保安院さんは、より厳しくしていると。要は、一般は、何か延びてるし、より何か甘くなってんじゃないかという、意識のギャップがあるんだと思うんですね。

これから恐らく保安院さんの仕事とすれば、決して今までのやり方が正しかったということをお願いをしてもらわなくてもいいと思います。これから、要は前向きなどんだん検査の仕方をやっぱり検討されているし、皆さんが知恵を出し合っているんだと思うんです。その中で、今の話、ちょっとお話を聞いていると、まだギャップがあるなど。これからどのように皆さんにお伝えしていけばいいのかなというのを、やっぱりどうしも技術的なことになりますから、よりわかりやすくお話をさせていただきたいというか、検討課題の1つに入れてほしいな。

私、ちなみに今の会話しているときにふと思ったのが、実は高速道路を40キロで走っているようなことを考えてしまったんですね。40キロは安全速度だからと言っても、高速道路で40キロで走ると危険性は増えるわけですよ。変に止まられると、かえって事故が起きるわけですね。だから、逆に言うと、13カ月が正しいのか、20カ月が正しいのか、24カ月が正しいのか。じゃあ、逆に言うと、市民の声を聞いて、半年おきに点検をすることがいいのか。要は、止めたり、定検をして立ち上げたりするときが一番リスクがあるのであれば、僕は、逆に言うと、それは高速道路で40キロで走っているようなことだと思うんですね。100キロで走って、急に40キロにしたと。また100キロで走っていると。それが一番後ろでは怖い運転ということになりますから、逆に言うと、高速道路であれば、ずっときちっと走っていったら良かった方が、また逆に安全性としてはあるということだと思うんですよ。

ただし、それが、じゃあ、100キロが正しいのか、80キロがいいのか、120キロが、この道路には適しているのかとかということが、今までは高速道路って100キロでしたけど、今、例えば、高規格道路じゃないんでしょうけど、120キロの高速道路も今後出てくる可能性もあるよという話の中では、やっぱり一つ一つの道路、一つ一つの原発のプラントを見て、やっぱり検討されることも1つだろうけれども、この道路は120キロなんですよっていうその保証というか、例えば道路の規格だとかがきちんと市民や皆さんに説明できなければならない。

ところが、道路であれば、幅が広いですよとか、何とかっていう制度がありますよとかってことでしょけど、原発はやっぱり専門的になりますから、より専門的な立場から、これはどうして13カ月なのか、20カ月なのか。なぜ、もっと言うと半年にしないのかということをはっきりとわかりやすく説明するのは難しいでしょうけど、ぜひやってもらいたいなど。今のは感想です。

私ちょっと思ったのが、1つは、じゃあ、定検をする中で、当然皆さん技術系の方がやられると。これはよく東京電力さんにも言っているとは思いますが、やっぱり技術者なら技術者なりの、何となしに甘えというんじゃないでしょう。厳しさもあるんでしょうけど、やっぱり性善説、いわゆる性悪説。要は、これなら大丈夫だと。なぜか

という、今までの技術的な勘の中でこう言っているのがいっぱいあると思うんですね。やっぱりそれが技術者の中だけでやっている、みんなは、何かそれが当然、技術者の中の常識になってしまっていて、ついつい10カ月しかもたないところが、12カ月運転してみるとか。2年もつのが、やっぱりかえなかったとか。やっぱりいろんな部分があると思うので、その辺はやっぱり、本当に国の立場として、いかにどこの線が安全ラインなのかというのを立ててもらいたいというのが、1つ。これも感想です。

あとは、ちょっと質問とすれば、これから、要は危険度の高いというか、重要地点枠はよくチェックするよと。でもある程度手を抜くところも、今後してかなきゃいけない。手を抜くという表現がいいのか、サンプリングをする部分。例えば、このサンプリングの確率をどういうふうに考えられているか。例えば100個のうち2個を見て、98個オーケーよと見るのか。10個のうち2個なのか。全体の中で。

それと、さっき高経年化が出ていましたけど、今恐らく、これから解体の話が出てくると思うんですが、その辺のこれから技術の推移というのは、今、保安院さんとしてはどういうふうにまた見てられるのか。ちょっとその辺を含めて。長くなりましたけどもお願いします。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

なかなかいろんな論点がたくさんあったんで、ちょっとすべてに対して説明し切れるかどうか、もし抜けがあればご指摘いただきたいんですが。

まさに仰いますように、検査を厳しくしていく方向で議論していても、例えば甘くしているような感じで、やはり地域の方々にも思われてしまう。そういったようなギャップは、やはり実際行っていることはリアルなものとしてありますので、それを正しく伝えるという行為は重要だというふうに認識しています。

実は、そういったものは適宜、我々も行ってきていて、例えば保安院でも広報課というものを置いて公聴広報に力を入れたり、私のような地域広報官といったものもポストとして置いて、こういったいろいろな場で説明したりしていますが、この検査についても、例えばできるところからやるものとして、先ほど今井が説明した資料の中で、このお知らせというのがございますが、今回の特別な対応の中で、ページめくっていただきまして3ページ目ですね。例えば、保安検査の結果についても、可能な限り速やかに公開するといった、我々、具体的な行動に出ています。実際、今日保安検査が、午前中に終了したのですが、その後2時から、午前中の会議で東京電力との間でもやりあった資料を用いて、そのまま説明して、しっかりと情報提供をするとともに、その後、またこういった地域の会でちゃんと説明して、皆さんのご意見をいただくということになっています。

そういった意味では、我々が行った検査の説明責任ということについては、まだまだギャップがあるということは認識していて、そのギャップを埋めるべく、こういった説明責任を果たしていくことは、できるところからやっていくといった方向で考えています。

ですから、そういった中で、今示しましたような保全プログラムの中身のようなことも、実際まだ具体的にどうするというものはないので、今、私の方に説明を求められても、ちょっと答えがないんですが。

ただ、先ほど中沢委員からもありましたように、これ平成20年度から具体化すると方向性は示してありますので、近々、具体的な姿出てきますから、そうしましたら、また私の後任の今井などにも声をかけていただきまして、説明を求めてもいいですし、逆に、地域の会の状況を見ながら、今井の方からしっかりと情報提供していくといったような形で、我々もそのギャップを埋めるべく頑張っていきたいというふうに考えています。

一方で、技術者同士の甘え等々ご指摘ございましたが、そういった内輪の世界でやっぱりそういったことやっている、そういったことについてだんだんルーズになってくる部分。これはやはり人間というものが動物である限り、この前の先生の講義じゃないですけど、コミュニケーションというのもある意味でコストなんで、コストのかからない方向にどンドンどンドン寄っていくというのはしょうがないんですけど、一方で、我々はやはり公務員として国民の負託を受けてやっていますので、地域の皆様に対する説明責任というのは、果たすパイプをしっかりと持っていれば、そういった技術者同士の甘えといったものは、その説明をしながら厳しくご議論等いただく中で、改善できるのではないかなというふうに考えています。

サンプリングの件、具体的にどうするかということについては、当然我々の方、科学的・合理的な規制というのを目指していますんで、何らかの形でガイドラインなり、規則なりを多分持ってこない、我々も検査ができませんので、それはある程度、今、久我さんがイメージしているような基準になるかどうか、私もまだものがないので説明できませんが、当然そういった基準等をしっかりと定めなければ検査はできませんので、そういったものを適宜整備していくということになるというふうに考えています。

結果的には、廃炉までということですが、当然、そうすると検査だけじゃなくて、保安院全体の業務の話になるんですが、廃炉ということになりますと、当然、廃炉の技術、仕方といったこともあります。一方で、廃炉で出てきたごみをどうするのか。そうすると放射性廃棄物の話も出てきますし。その後の、例えば土地の問題やいろいろな問題が出てきます。ですから、それもある意味、具体的に物事があるところから、一つ一つできるところから進めているところで、例えば至近においても発電所から出てくる放射性廃棄物につきましては、ある程度の汚染以下であれば、ごみとして扱えるようになるのではないかなというようなクリアランスといったような議論も、もう具体的に初めてますし、そういった全体の原子炉の一生というか、ライフサイクルがある中で、必要な法制度等については、できるところからやっていくという方向になると思います。

ちょっと抽象的で申しわけないんですが、具体的には、先ほどのクリアランス等行っているところでもありますので、今日は準備はありませんけれども、また話題になってきましたら、説明をこちらからも可能な限りしていきたいと思っておりますし、要求があればちゃんと説明していくということは基本としていきたいというふうに考えております。

◎武本委員

2年間いろんな話を非常に系統的に話してもらいましたが、私が釈然としないというよりも、私の問題ですというと、今日も、科学的・合理的な判断がどこかにあって、それに基づいてちゃんとやっていくという話があります。またそうでなければ物事進まないというのもわかっていますが、私も、実は不信と言いましょうか、それは企業さんに対してじゃなくて、科学なり技術なりが、果たして中立なのか。特に、今起きている現

象なんかを見ると、例えば傷の検査をする。今日はそういう具体論で質問しているつもりじゃないんですが、特に工学領域というのは、もう現実追認みたいなころがあって、決して科学的じゃない。かなり恣意的な要素があって、その問題がいろんな形で社会問題になっているような気がしてならないんです。

例えば、検査のあり方だとかいろんな、どこから問題にしてもいいんですが、問題が起きる前、あるいは平成14年の問題というのは、ひび割れがなぜ起きるのか、そして、それは検査で見つけられるのかというような議論が背景にあって、当時の科学的・合理的な知見では見つけられる。メカニズムもわかっている。こういうのが科学的・合理的な、批判があったとしてもコンセンサスがあった。しかし、それがそうじゃないところで、いろんな問題が起きたわけです。その反省から、検査の制度が改善されて、もはや万全ですということになっても、そこからまだ漏れ落ちることが結構生まれてきて、そういうところで、また新たな議論が起きている。これはやっぱり現代技術の限界っていいんでしょうか、そういうことを一般社会から見れば、かなりより抽象的、今日の話だけでも、一般の人から見れば非常に難しい話だけれども、その起きている問題の背景を科学的・合理的みたいなことで雲の上に押し上げて、そこに触れるなみたいな議論について、実は、私は非常に違和感を持っております。

私がこのような考え方になった背景に、若い頃経験したといいますか、社会でいろんなことが起きてきて、特に3大公害なんて言われた問題で、水俣病の問題がクローズアップされ、その中で、技術者の立場で問題を告発した東大の助手が、その後、沖縄へ行かれて、去年の秋だったと思いますが、亡くなられて、明日、偲ぶ会なんていうのが、安浦講堂であるので来ないかという声がかかってと、そういういろんな思いを含めて、金城さんが沖縄だということも含めて、何か科学とか技術とかに、純粋に科学、技術って、そういうふうに定義して使っているわけじゃないんですが、事業者とか、それを権限を持って規制する行政の側で、ここらに雲の上の話にしないでほしいというか、そういうところにも、社会性といいましょうか、立場があって、安全をあいまいにする側で使ってもらいたくないという私の思いを一言言った上で、先ほど来の説明の中で繰り返し言われた科学的・合理的な判断なみたいなのが、非常にあいまいなんじゃないかということ指摘し、答えを求めたいと思うんですが。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

実は、原子力行政の議論等をしていくと、やはりその問題には必ずぶつかるというふうに考えています。実は、そういうようなことについても、やはり説明を求められたり、私も説明が必要だなと思って、実は用意した資料が1つあって、全体の話を始めると、また30分以上になっちゃうんですけれど。

私、武本さんのご指摘は、まさにごもつともだというところがあって、私の言葉に変えてちょっと説明させていただきますと、やはり科学的・合理的と言いますが、合理性の方がある意味ちょっと幅が広くて、その中の部分集合として科学的合理性というのがあるんじゃないかなというふうに、私は認識しています。

その科学的合理性というのは、今ある科学的なデータとか理論といった中で、最も適切だ、正しいとされるような理論群のことで、それはそもそも今あるデータとか、情報とか、実験結果に基づくところなので、ある意味、制約条件があるんですね。制約条件

はどこかという、今まで我々が経験した世界の中で考えられる合理性ということで制約条件があると思います。

そういった中で、やはり例えば、これまで議論してきました耐震安全性の評価とかについても、まさに我々が今持っているデータとか、我々が経験してきたことの中で、今、耐震安全性というのは議論しているんですけど、この地球の年齢、46億年でしたかね、というような全体を考えると、我々が持っている情報や理論といったものは、ほんの1万年ですかね。いろいろな文化というものは、進化の度合いがあります。どこから数えるかというのはいろいろあると思いますけど、そのほんの一部でしかないんですね。ほんの一部の情報をもとに、我々、科学的な合理性というものを組み立ててますので、むしろ、今ある科学的な合理性が、これ万能だというふうに誤解することは非常に危険というふうに考えています。

それは、逆に、今ある我々の情報の中で、最も最適な結果だとして認識しているものであって、それはやっぱり限界があるということは、行政としての我々もしっかりと認識をしながらやっていかなければいけないというふうに考えています。

例えば、今、地震の問題で申し上げましたけど、例えば一方でBSEの問題とかですね、あとはダイオキシンの問題とか。今、世の中で問題になっているような危険性といったものはどの程度あるのかということについては、必ずしも議論が尽くされてないようなところありますので、やはり今ある科学でもっとも、やはり明らかにできるのは限定的なところであるかというふうに考えています。

ただ一方で、そういったBSEの問題やダイオキシンもそうですけど、原子力もそうでしょうが、そういった科学者にも確実な予測がつかない。例えば地震の話がわかりやすいですけど、明日、柏崎で地震が起こらないってことは、これは100%予測してくれる科学者は、今時点でもいません。100%予測してくれる科学者ですね。そういった状況にあっても、あしたの我々の生活をどうしなければいけないということについては、やはりある程度解決していかないと、一つ一つの問題をです。世の中、前に進んではいけない。その際には、科学的合理性だけでは答えが100%出ないんであれば、その部分を埋めるような合理性をしっかりとあてがってやらないといけない。その部分が、まさに社会的な合理性というか、しっかりと皆さんとコミュニケーションとりながら、今ある限られた知識の中で、科学技術の中で、最適な選択肢としては何なのかということをやったり議論していかなければいけないというふうに考えています。

ですから、答えになっていなかったら、またご指摘いただければと思うんですが、我々が科学的・合理的と言っている中には、科学的・合理的、中ポツが入っているんですけど、科学的・合理的と言っているのは、科学的な合理性だけに限定して言っているんじゃないくて、そういった社会的な合理性も含めて、科学で扱える問題はしっかりと議論を尽くし、もし科学でも扱えないような耐震の話なども、それについては社会的な合理性もちゃんとあてがいながら業務を進めていく。それは基本的には、我々保安院としても基本スタンスとして持っていますし、そのためにも必要なのは、やはりこういった広聴とか広報とかという業務になるというふうに認識しています。

いかがでしょうか。お答えになってなかったら、またご指摘をいただければと思うんですが。

◎武本委員

抽象論でいろいろ議論すると、その方が楽しいというか、そういう面はあるんですが、具体論で、恐らく、この2年間というか、あるいはもうちょっと前からの時間スパンで考えた方がいいと思うんですが、再循環系配管やシュラウドのひび割れがあって、それはいろんな問題があるし、今日はその議論は次回にという話だったから、やめますが、次にあったのが美浜の死傷事故で、2つの側面があったと思うんです。中沢さんがさっき言った、運転中の定検前倒しみたいな中で起きたこと。しかし、かなりわかりきった炭素鋼管の減肉現象、こういうものの検査の不十分さと言いましょか、いろいろあって、そういうことが原因だったわけですね。その議論、あれがあってから3年経つんでしょうかね。その議論の途中で金城さんが来られたと思うのですが、当時、減肉はPWRのほうが深刻でBWRはたいしたことはないということから始まって、Bでも同じようなことがあるんじゃないかという議論があって、条件を区分して、やられやすいところを、先ほどの話じゃないけども、抜き取り検査。それで全体を推測するみたいな方向で、ほぼつぶしたということになって説明を受けて、そういうもんだらうと思っていたところが先般、ここであったわけですね。そして、その結果、一月ぐらい、多分、定期点検前倒ししましたよね。それは検査の今の間隔延ばすとかなんかいうのが、高稼働率との関係で、当然、第一次の東電不正があった直後、この会が発足した最初のころですね、東京電力サイドから、アメリカからこういう近況報告の場があるから聞きに来ないかという機会が2回あって、聞かせてもらいました。その後、再循環系配管やシュラウドの問題が深刻になって、その話がもうどこかへ行ってたんだらうと思っていたところが、今また検査のあり方ということで起きてきているわけですが、その減肉に関して、本当に科学的・合理的にこれでいいと言われたのか。どうもそうじゃないのではないか。それが単純に、抽出頻度と言いましょか、抜き取りの割合の問題で起きているのかどうなのか。それが簡単なことだったら、例えば1週間で復帰すれば、私はこんな問題意識はないんですが、一月間、予定外の停止をしているというのは、定期点検を早目っていう意味なんですけど、多分、一月っていうのは、そう違わない期間だったと思いますので、そういうことが何かやっぱり建前の説明と現実の対応との違いみたいに、不信の元になっていますので、そこらを例に、今ほどの話を具体論でもう一回お願いできないでしょうか。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

例えば、6号機の減肉の話、これが起こって、例えば法定のトラブルに当たるのではないかということで、評価しにいかないければいけなかったのも、現場に行ってきました。当然運転中の原子炉の下で漏れている水なので、実は、2年間いる中で一時に浴びた放射線量としては、その時が一番多かったですね。0.06ミリシーベルトだったと思いますけど。ただ見に行くと、その配管から漏れている水の状況というのは、ちょろちょろちょろ漏れている程度でありまして、状況としては、そのときの保安院としての判断としては、運転は継続できるというような判断でした。では、なぜ東京電力は止めたのかということについては、これ我々は判断してないので、ちょっとそのことは東京電力から補足の説明があればしていただきたいと思いますが。まあ、そういう状況だったんですね。運転は可能でした。

その減肉はなぜ起こったのかということについて、先ほどご指摘のありましたように、その配管の肉厚管理指針というものを、我々ちゃんと定めて、減肉が起こりそうなところは、全数点検しなきゃいけない。でもそうでないようなところは、サンプリングで点検してもいいといったような指針を設けています。我々も一番最初心配したのは、その指針にやはり欠陥があったのではないかということのを一番最初に心配したんですが、どうやらいろいろ調べていくと、その指針自体に誤りがあったのではなくて、その指針の適用を東電が誤ったという状況になっています。

これ東電は、最初その部分は、水だけが流れている、単相流の流れだと思って、その単相流に適用した管理基準で管理したのですが、実はいろいろ調べていくと、そこは単相流じゃなくて、空気もごぼごぼっと混じって入る、二相流だったということで、その二相流のところは単相流の基準を適用して管理していたということで、これは我々が示した基準が誤っていたというのではなくて、その基準の適用の仕方が間違っていたということになっています。

ですから、科学的・合理的といった話の中では、今のところ、我々が示した指針については、今の我々が持っている情報の中では、科学的合理性は担保されているというふうに認識していますので、今の枠組みの中で引き続きやっていただきたい。だけど一方で、今回、東京電力、我々が示している指針の適用の仕方を間違ったわけなんで、何で間違ったのかということについては、徹底的な分析をしていただきたいなというふうに考えておる次第であります。

もし、何か補足があれば。

◎福島技術・広報担当（東京電力）

すいません。福島といいます。金城所長も先ほど仰られているように、今回の減肉につきましては、確かに、僕らの方の管理基準というよりか、管理した適用が間違えたと思っております。ということで反省すべきところは反省しながら、また新しい知見等も持っておりますので、そういうところを見ながら、反省しながら、管理基準を見直すなり、より進めていきたいと思っております。という状況でございます。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

武本さんが仰ったように、我々も当然、最初そういうことが起こると、科学的な合理性が棄損してないかということは、まず最初に考えて、その目で見ますけれども、幸い、この6号機のは、そういった棄損はなかった。そういった事例になっているということになります。

◎吉野委員

今の金城さんの説明で、検査が厳しくなっているかなと思って、安心という方向だったんですけども、13カ月から24カ月にするというあたりから、やっぱりちょっと昔のことを思い出して、確かにデータ改ざんとかあって、そして信用が失墜したりして、ここでまた出直しのということで、厳しくなったと思ってるんですけども。ところが、この13カ月から24カ月というのを聞くと、去年でしたかね、資源エネルギー庁の方が、原子力立国計画の説明に来られて、検査機関は、とにかくコストを削減したり、要するに経済効率とかそういう点から、アメリカみたいに、もっとこう採算が上がるような方向に持っていくんだという、そういう流れが基調としてやっぱりあるのか

なという感じを非常に持ちまして、保安院さんも、経済産業省の中にあるので、推進機関である経済産業省としては、原子力立国計画にあるような基本方針の中で、若干は手直ししながらも採算優先の方に流れていく危険性を、ちょっと、この24カ月のお話を聞いて、非常に不安を感じました。以上です。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

我々、そういった採算を見てやっているかということ、当然、原子力安全・保安院なので、そういった採算は見てやってはいないです。むしろ逆に、長く運転した方が安全を確保されるのであれば、その方がいいんじゃないかといった問題意識で見てまして、例えば今回のデータ改ざんでもいろいろと変な事象があったのは、むしろ定期検査中でありまして、例えば、先ほどのリスクの話もありましたが、一番リスクが高まるのは、むしろ定期検査中の起動時だったりしますので、簡単に申し上げると、起動時が多ければ多いほどリスクは高まるといったような評価も可能なんですね。そういった意味では、何もない運転時を延ばした方が安全性が確保されるのであれば、その方向で持っていき、そうでなくて、やはり止めて点検をちゃんと頻度高くやった方がよければ、むしろ13カ月の運転を認めるのは、安全性上の問題ですから、もうこれは7カ月だけだとか、半年だけだというような方向も持っていく。そういった幅を持った、適用をすることによって、最終的に安全性が高まる場所へ持っていければということで議論は続けているというふうに、私は聞いています。

ですから、我々の目的とする関数は、収益じゃなくて、安全性ということ、いつまでたっても変わりませんので、そこのところ、よろしく見ていただければというふうに考えております。

◎新野議長

例え話で、健康診断をイメージしたんですけど、今までは小学校とかの定期健康診断ということで、元気な子も病弱な子も一斉に受けていたのを、固体に合わせて、そのルートでいい子と、個別、人間ドックに入って、元気な子は毎年しなくたっていいじゃないかというような、考え方がきっと根本的に変わる、視点が変わるって言うのか、それをきつとこちらは言いたいんでしょうけれど、それを私たちの方の立場で理解するというもののコミュニケーションを、今なかなか難しいなというところにあるんだろうと思うんですね。ぜひ、何かどこかで、許容範囲の中で折り合う議論になるといいなと思うので、これはわかったようなふりをして、やめずに。どうしてもそれぞれの根本的な考え方とか、今までの経過、経験というのがあるから、同じ情報を見てもとり方が違うので、それを上手に議論する必要があるなというふうに感じましたので。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

運転中はフラットなリスクレベルで、トラブルが起こるとリスクが伴います。トラブルの発生というのは確率的にはランダムに起こるので、起こった際のリスク自体は高いのですが、何も起こらなければリスクはほとんどありませんので、平均的には低いリスクに押さえられます。一方で、定期検査中に起こるリスクの状態というのは、これは人為的に起こってくるリスクなので、そうすると、やはり計画的にこのリスクも含めて原子炉全体のリスクが最も低い状態はどういう状態なのかということは、考えなければいけない。こういう運転中のぽっと上がるランダムの確率が低いのであれば、むしろこの

人為的に高めるリスクのほうがいろいろ問題が生じてきますので、それだったらやはり原子炉全体の中で最もリスクが少ないような運転中のあるべき姿を今模索しているところであります。

◎沼田所長（柏崎刈羽地域担当官事務所）

資源エネルギー庁でございます。今、資源エネルギー庁は採算を重視しているというお話があったんですけども、私どもといたしましても、安全と安心というのは第一だというふうに考えてございまして、必ずしも安全を置いておいて採算を上げると、これを重視しているわけではございませんので、そこはご理解いただければと思います。

ただ、今お話がございましたように、日本の設備利用率、確か、諸外国と比べて若干低いような状況にございまして、それを安全と安心を維持しながら、どういうことをしていけばそれを上げられていくのかと。ということも、資源エネルギー庁としては研究課題の1つとして、これから研究をしていこうということが立国計画の中に書かれてあったというふうに記憶をしておりますので、ご理解いただければと思います。

◎新野議長

ありがとうございます。

◎渡辺副会長

このプラントには、要するに求められて機能、複合的機能というものがあって、そこには時系列で、残存というものが残ってくると思うんです。残存評価できれば、これが13カ月であろうと、24カ月であろうと、あるいは10年であろうと、私はいいんだと思うんです。ただ今までみたいに、13カ月に丸ごと交換しますよと、こういうサイクルで来た。これが今までの、15年前の話だと、私はそう思ってますけれども。これは本当に無駄だと思うし、それから、そういうふうなことに安心しきっているところがあるんじゃないかと思っております。

ですから、これはそういうふうに残存評価ができなければ、検証ができなければ、そこに行かないわけで、そここのところが、国の保安院さんの方で検証がなされて、そういうふうな裏づけの今、話に持っていこうとしてるんだらうと思うんです。そここのところ、やはり海外の実例もあるんだらうし、ただ今まで日本の中ではそういう実績がないがために、そういう短期の検査の方法しかなかったんだらうと、私は思っています。ちょっと感想です。

◎新野議長

他に何かなければ、質疑はこれで終わらせていただきたいと思います。よろしいですか。金城さん、資料の説明だけ、よろしいですか。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

我々としても、検査というのは、今日終わったばかりでありますし、日々の我々の業務でありますので、むしろこういったご指摘などをいただきながら、また我々が考える視点を与えていただければ、またよりよい検査ができると思いますので、よろしく願います。

それで、1枚配らせていただいておりますのは、後任に、実は引き継ぐにあたって、この前の勉強会、彼、参加していないので、非常に難しい理論を説明するのは、少なくとも、私も無理ですので、ちょっと頭の整理としてまとめてみました。この前、菊澤先

生に来ていただきまして、組織の経済学、その理論として3つあって、取り引きコスト理論や代理人契約理論、所有権理論とありましたけれども、柏崎刈羽原子力発電所で起こった11件のトラブル、これをこの前先生に講義いただきました組織の経済学の理論をそれぞれ用いて整理すると、こんなような形になるのではないかと考えて整理したのが、この表になります。

時間がないので、簡単に説明申し上げますと、要はいろいろとある中で、例えば説明責任なりを果たすにしても、コストがかかり過ぎてしまうというようなことが原因となって、そういった不適切な事象が一番起こっているんじゃないかというような、これは私なりの分析になっています。

逆に、取引コストを低減させるためにはどうしたらいいのかということについては、例えば説明するときにも、説明しなければいけないのかどうかというのを、現場の人に任せるのではなくて、何か起こったらすぐ説明しろっていうことを、例えばルール化してしまうと、これはそんなことを考える間もなく説明しに来るので、そういったルールをつくるということも1つ、このコストを下げるような対策にもなりますし、あとは、例えばこの説明をする際に、もし何か世の中で大騒ぎになった場合には、責任をとるのは発電所なら発電所長、トップがちゃんと責任をとるということを明確にするのであれば、現場の人は助かるんですね。報告さえすれば、あと、責任はトップがとってくれるということが明確になっていけば、その取引コスト、報告する際に懸念しなければいけないコストは下がってきます。

そういった意味で、この組織のあり方とかそういったものをしっかりと規定で見ていく。それをちゃんと保安規定等で明確にしていくということは、この柏崎で起こった11件の原因を除去するようなことにもなるのではないかと説明したかったのですが、多分、この理論自体難しいんで、不十分な説明になっているとは知りつつも、時間がないので、ここで終わらせていただきたいと思います。

◎新野議長

ありがとうございました。

金城さんとは、ほぼ2年のおつき合いですね。金城さんは、保安院の中の広報官の位置付けで、肩書きを持たれたお二人目なんですね。木野さんが第1号の広報官で、木野さんは、一生懸命ゼロからのところを模索されたように聞いていますけど、その土台の上に金城さんが立たれて、一生懸命、皆さんも認めているとおおり、一生懸命動かされたのがよくわかりますけど、これはやっぱり広報官という新たなお仕事に対する保安院さんの意欲であり、金城さんの意欲だったんだろうと思います。

私どもの会が、またちょうどいい対象とさせていただいたことが非常に有り難かったんですが、今度は、今井さんという第3代目をお迎えしましたので、さらにまたいろんないいコミュニケーションがとれればと思っています。2年間、本当に、金城さん、ありがとうございました。

今井さんにはこれから期待して、その他の方に移らせていただきます。

事務局、お願いします。

◎事務局

じゃあ、次第の方のその他で括弧書きで、基礎講座と発電所視察という1つ目のがご

ございますが、お配りした資料をご覧いただければと思います。時間もありませんので、要点だけといいますか、まず基礎講座と6号機の視察についてというところですが、集合を9時50分、東京電力さんのビクターズハウス、場所をご存知かと思いますが、サービスホールの建物のさらに奥まったところがございますので、特に新しく委員さんになられた方、お間違えのないようお願いをしないと、こう思います。

括弧書きで、視察のみの場合は12時50分ということがございますので、ご承知おきください。

それから、3番の日程ですが、午前中、基礎講座。昼食を食べまして、お昼から発電所の視察ということがございます。

4番のその他のところですが、運転免許証、あるいは健康保険証をくれぐれもお忘れにならないようお願いをしたいと思います。たとえ地域の会の委員さんであってもお忘れになると構内に入れないということになりますので、ご承知おきをいただきたいと思います、こう思います。

それから、もう一つは、3ポツ目の、参加、不参加にかかわらず、26日火曜日までにご連絡をちょうだいしたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、ここには書いてないんですが、先般ご案内した中には記載をさせていただいておりますが、印鑑をお持ちになってください。お忘れにならないようお願いいたします。

それから、2枚目の東京電力さんがご用意いただきました、平成19年度地域の会当発電所ご視察スケジュール（案）とありますけれども、特に3番から、このように1時からスタートしまして、6号機を視察します。それから後半、プロパンボンベの置いてある建屋といいますか、そこをご覧いただいて、4時に終わって、30分間、質疑応答を行うというスケジュールを提示していただきました。特に皆さんの方で問題というかなければ、こちらの方で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。会長さん、いかがでしょうかね。

特に何かご要望等、いや、こんなところがほしいなとかいうのがなければ、こちらの方で進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。はい、ありがとうございました。

それから、もう一つは、今度は県外視察でございますけれども、皆さんからアンケートをいただきまして、第1案、第2案、第3案までいただきましたけれども、第1案、単独での第1案、第2案、あるいは第1案、第2案を加えての希望数も北陸電力さんの志賀原発、原子力発電所さんが一番のご希望でございました。今、希望箇所、どこまで見せていただけるかとか、どこを見せてほしいとかいうことで調整をさせていただいておりますので、次の定例会、7月4日の日には、視察先をも含めて、皆さんにご報告といいますか、できるかと思っておりますので、今そういう状況であるという状況報告をさせていただきたいと、こう思います。

以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございました。

少々補足させていただきますと、先ほどの7月7日と10日なんですが、この基礎勉強というのは、運営委員会とか、皆さんのアンケートとかで、今までこれが5年目の会ですけど、こういう基礎勉強は、やはり底上げした、いい意味の議論をするためには必要だろうというふうなことで、過去に一度されています。2年目はなかなかいろんなことが、議論課題が多くてできなかったんです。そしてまたこれが2回目になるんですが、両日ともに同じ方を事務局配慮で講師にお迎えしています。ぜひ、新の方も、旧の方もできれば、一度聞いているということではなく、また講師の方が変われば、また違う吸収の仕方ができますので、ぜひご参加いただいて、また活用していただける勉強会であろうと思いますので、よろしく願いいたします。

もう一つ、県外視察なんですが、アンケート集計で、それに基づいて、今、東京電力さんの方から打診していただいて、ご先方のどこまで入らせていただけるかというのを協議していただいているんですが、万が一、入れる場所があまりにも限定された場合には、また運営委員のところでもう一度、私どもの会が視察する妥当な線ということで協議をし直す可能性もありますので、またそれを含んでおいていただいて、皆さんにご迷惑にならないように早急に決めますけれど、そんなふうなことがまだ現在課題にあるんだということをご承知おきいただければと思います。よろしく願いいたします。

◎事務局

今日はいつもと違う会場でございますので、また雨等も降っているのか、ちょっとわかりませんが、足元も悪うございますので、お気をつけてお帰りいただきたいと思います。お疲れさまでした。

◎中沢委員

ちょっとすいません。先ほど押見さんの方から勉強会と視察の件なんですけども、申し込みをくださいと、連絡くださいということなんですが、入り口で、受け付けのとき、参加、不参加の連絡をしたんですが、またやる必要があるんでしょうか。

◎事務局

事務局の方で承っていれば、それで結構でございます。口頭でも構いません。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 : 15 閉会 ・・・・・・・・・・・・・・・・